

第3期榛東村障害者計画
第6期榛東村障害福祉計画
第2期榛東村障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月

榛東村

はじめに

村民の皆様におかれましては、平素より村政にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

この度、令和3年度から令和5年度までの3年間における本村の障害者施策を計画的に推進していくための新たな「第3期榛東村障害者計画」を策定いたしました。

また、これと合わせて国や群馬県の計画と整合を図りながら、令和5年度までに達成すべき目標と障害のある方の生活を支えるサービスの見込みを定める「第6期榛東村障害福祉計画」と「第2期榛東村障害児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

平成28年4月から施行された「障害者差別解消法」は、障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながらともに生きる社会を構築することを目的とするものです。これまで本村では、「心かよいあう思いやりのむらづくり」を基本理念として、障害のある方の生活課題の把握と解決に向けた取り組みを進めてまいりました。本計画の策定にあたり実施したアンケートでは、多くの回答者の方に本村は“生活しやすい”と回答いただいておりますが、社会情勢の変化への対応等を含め、まだまだ改善点が残されているものと感じます。

障害の有無に関わらず、すべての村民が住みなれた地域でともにいきいきと暮らしていくことのできる「地域共生社会」の構築を目指し、庁内各課及び関係機関との連携をさらに深め、障害のある方が暮らしやすいむらづくりを引き続き進めてまいります。

結びに、本計画策定にあたりましてご議論いただきました榛東村障害者計画策定委員会の皆様、アンケートやパブリックコメントにご協力をいただきました多くの村民の皆様へ、心より感謝を申し上げます。



令和3年3月

榛東村長 真塩 卓

目次

第1部	計画策定にあたって	1
第1章	計画策定の趣旨	3
第1節	計画策定の背景	3
第2節	計画の性質と計画期間	4
第3節	計画における「障害者」の定義	5
第4節	障害福祉に関する制度・施策の変遷	6
第5節	計画の推進体制	11
第6節	計画策定にあたっての基本的な視点	11
第2部	榛東村の障害のある人の現状と課題	13
第1章	障害のある人の現状	15
第1節	人口・世帯の推移	15
第2節	障害のある人の動向	16
第2章	アンケート結果（概要）	25
第1節	調査の実施概要	25
第2節	調査の結果概要（手帳所持者等対象）	26
第3節	調査の結果概要（一般住民対象）	46
第3章	榛東村における取り組みと現状	55
基本方針1	福祉意識の啓発	55
基本方針2	生活支援体制の充実	55
基本方針3	自立に向けた支援の充実	55
基本方針4	安全・安心な生活環境の確保	55
基本方針5	総合的な支援体制の充実	56
基本方針6	生きがいつくりへの支援	56
第4章	榛東村の障害者福祉における課題	57
課題1	地域生活を支える支援の充実	57
課題2	障害のある人の社会参画の推進	57
課題3	災害等に対する備えの充実	57
課題4	障害のある人の権利擁護	58
課題5	障害への正しい理解の促進	58
第3部	第3期榛東村障害者計画	59
第1章	基本理念	61
第2章	基本方針と施策体系	61
基本方針1	福祉意識の啓発	61
基本方針2	生活支援体制の充実	61
基本方針3	自立に向けた支援の充実	62
基本方針4	安全・安心な生活環境の確保	62
基本方針5	総合的な支援体制の充実	62
基本方針6	生きがいつくりへの支援	62
第3章	施策の展開	64
基本方針1	福祉意識の啓発	64

基本方針 2	生活支援体制の充実	65
基本方針 3	自立に向けた支援の充実.....	66
基本方針 4	安全・安心な生活環境の確保.....	68
基本方針 5	総合的な支援体制の充実.....	71
基本方針 6	生きがいづくりへの支援.....	73
第 4 部	第 6 期榛東村障害福祉計画 ・ 第 2 期榛東村障害児福祉計画 ..	75
第 1 章	前期計画における成果目標の達成状況	77
第 1 節	福祉施設入所者の地域生活への移行	77
第 2 節	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	77
第 3 節	地域生活支援拠点等の整備	77
第 4 節	福祉施設から一般就労への移行等	78
第 5 節	障害児支援の提供体制の整備等	78
第 2 章	成果目標の設定	79
第 1 節	施設入所者の地域生活への移行.....	79
第 2 節	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	80
第 3 節	地域生活支援拠点等の整備	81
第 4 節	福祉施設から一般就労への移行等	82
第 5 節	障害児支援の提供体制の整備等.....	84
第 6 節	相談支援体制の充実・強化等.....	86
第 7 節	障害福祉サービス等の質の向上.....	87
第 3 章	障害福祉サービス等の見込量とその確保方策.....	88
第 1 節	訪問系サービスの見込量と確保方策	88
第 2 節	日中活動系サービスの見込量と確保方策	90
第 3 節	居住系サービスの見込量と確保方策	94
第 4 節	相談支援の見込量と確保方策.....	96
第 4 章	地域生活支援事業の見込量とその確保方策	97
第 1 節	地域生活支援事業の概要	97
第 2 節	地域生活支援事業として実施する事業	97
第 5 章	障害児福祉サービスの見込量とその確保方策.....	106
第 5 部	資料編.....	109
1	榛東村障害者計画策定委員会設置要綱	111
2	榛東村障害者計画策定委員会 委員名簿	113

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

本村においては、平成30年3月に「障害者基本法」に基づく、障害者のための施策に関する基本的な計画である「第2期榛東村障害者計画」、「障害者総合支援法」に基づく「第5期榛東村障害福祉計画」とこれと一体の計画として作成する「第1期榛東村障害児福祉計画」を策定し、障害者施策の推進及び障害（児）福祉サービス等の充実を図ってきました。

障害者施策をめぐるのは、国において、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に先立ち、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」の施行、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の施行、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」などの法整備を行ってきました。また、これら一連の国内法の整備を経て、平成26年1月に条約が批准され、障害者の権利の実現に向けた取り組みが、一層強化されました。さらに、平成28年5月に「障害者総合支援法」等のさらなる改正が行われたほか、平成30年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されるなど、障害のある人の社会参加をさらに促進していくこととなっています。

今後も、障害者に関する法律や制度は、その充実とともに、目まぐるしく変化していくことが想定され、法改正等は計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法制度や計画と整合性を取りながら、長期的な方向性を決めていく必要があります。

本村においては、このような障害者施策をめぐる近年の動向を踏まえつつ、実状に合わせた施策及び障害福祉サービスの提供に努めてきましたが、今後も引き続き村内に居住する障害のある人がよりいきいきと暮らしていくために、法制度や社会情勢の変化を見定めつつ、対応していく必要があります。

この度、「第2期榛東村障害者計画」及び「第5期榛東村障害福祉計画・第1期榛東村障害児福祉計画」が令和2年度末をもってその期間を満了することから、本村の障害者を取り巻く現況を踏まえるとともに、障害福祉制度における変更や障害者総合支援法及び障害者基本法の改正等に対応した新たな「第3期榛東村障害者計画」及び「第6期榛東村障害福祉計画・第2期榛東村障害児福祉計画」を策定します。本計画は本村の最上位計画である「榛東村総合計画」や福祉分野における上位計画である「榛東村地域福祉計画」との整合性を確保するとともに、他の関連計画との調和を図ります。

第2節 計画の性質と計画期間

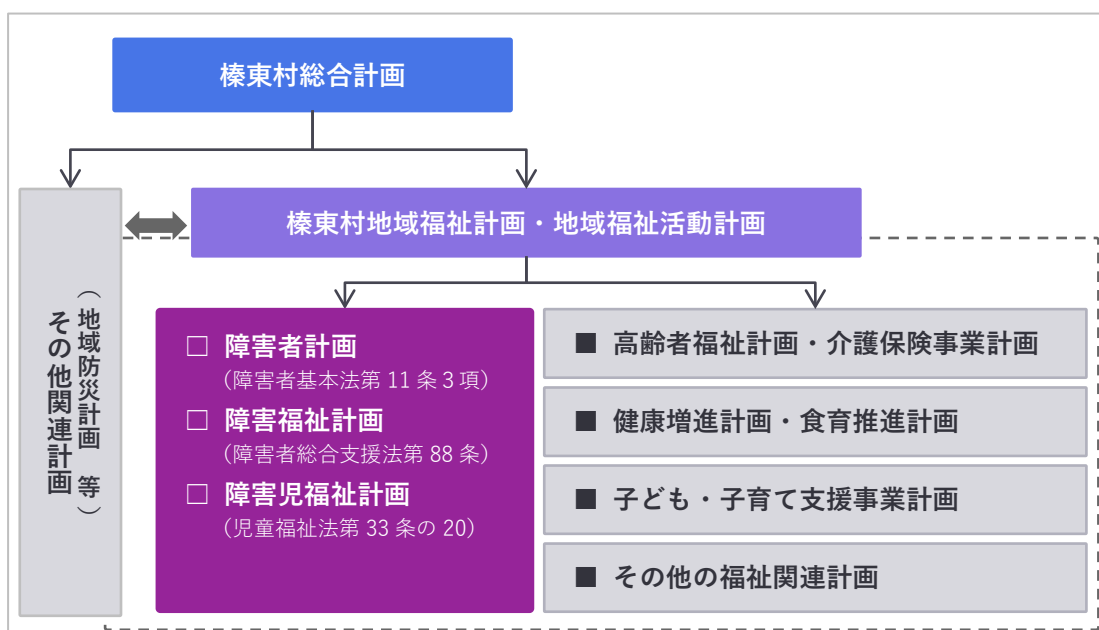
本計画は「障害者基本法」の規定に基づき、障害者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て作成する、障害者のための施策に関する基本的な計画（＝障害者計画）と「障害者総合支援法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障害福祉計画）及び「障害福祉計画」と一体のものとして作成する「障害児福祉計画」を合わせ、相互に調和の取れた計画として策定するものです。

いずれの計画もその計画期間を3年間（令和3年度～令和5年度）とします。

■計画の概要■

策定する計画	計画の概要
第3期榛東村障害者計画	<p>障害者基本法第11条3項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもの。</p> <p>障害者が地域の中でともに暮らす社会を実現するために、市町村が地域における行政の中核機関として、都道府県等の支援を受けながら、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関、国や都道府県の所管する機関などと総合的に連携体制を構築するための計画。</p>
第6期榛東村障害福祉計画	<p>障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定するもの。</p> <p>障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする。</p>
第2期榛東村障害児福祉計画	<p>児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。</p> <p>障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が求められるものであり、障害福祉計画と一体のものとして策定する。</p>

■本計画の位置づけ■



「障害者計画」は本村の障害者施策の基本計画としての機能を有します。「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は「障害者計画」に記載される生活支援における障害（児）福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第6項に基づき、「障害福祉（児）計画」は障害者計画等の障害者の福祉に関する事項を定める計画等との調和を図っています。

■障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の性格■

障害者計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障害福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障害児福祉計画

- 児童福祉法（第33条の20）に基づく、障害児福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

なお、本計画は「榛東村地域福祉計画」が目指す「地域共生社会」に障害者福祉分野からアプローチを図るものとなっています。

第3節 計画における「障害者」の定義

本計画における「障害者」の定義は以下に示すとおりです。

■本計画における「障害者」等の定義■

- 『障害者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。
- 『発達障害』とは、発達障害者支援法第2条第1項に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。
[補説]『社会的障壁』とは、障害者基本法第2条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。
- 『難病患者』とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。

第4節 障害福祉に関する制度・施策の変遷

我が国においては、障害者自立支援法の施行（平成 18 年）から、障害者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成 26 年には障害者権利条約が批准され、平成 28 年には障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の一部改正など、障害者に関する法律や制度は目まぐるしく変化しています。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本村に居住する障害のある方が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者などとの連携を図っていく必要があります。

1 「障害者基本法」の改正

障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念に則り、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成 23 年8月から施行されました。

また、「障害者」の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、ともに学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

2 「障害者総合支援法」の改正

障害福祉施策については、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障害、知的障害及び精神障害それぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

まず、平成 15 年4月1日から施行された「支援費制度」によって、サービスのあり方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定の尊重や、利用者本位の考え方が明確になりました。続いて、平成 18 年4月1日から施行された障害者自立支援法によって、身体障害のある人及び知的障害のある人に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障害のある人も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障害のある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。その後、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成 25 年4月1日（一部は平成 26 年4月1日）から施行されました。また、制度の谷間のない支援を提供する観点から、「障害

者」の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とされることになりました。

さらに、「障害者総合支援法」の附則で規定された施行後3年（平成28年4月）を目途とする見直しにより、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立しています。

平成28年の改正では、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害のある子どもへの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われています。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）■

1. 障害者の望む地域生活の支援

- ①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設
- ③重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④高齢の障害のある人への介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ②保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ③医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援
- ④障害のある子どもへのサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ①補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ②障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- ③自治体による調査事務・審査事務の効率化

3 発達障害者支援法の改正

「発達障害者支援法」の施行から約 10 年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成 28 年 5 月に成立し、同年 8 月 1 日から施行されました。この改正では、発達障害のある人の支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び“発達障害者”の定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障害のある人の支援のための施策について、発達障害のある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける配慮、発達障害のある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

4 その他の障害者施策をめぐる近年の動き

(1) 「障害者虐待防止法」の施行

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)が平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト(放置・怠慢)の行為すべてが含まれています。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

(2) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行

障害のある人が自立した生活を送る上で、就労により経済的な生活基盤を確保することは重要な要素のひとつです。そこで平成 25 年 4 月 1 日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体等においては、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務付けられました。本村では、障害者就労施設等からの提供可能な役務・物品と全庁各部署の需用の調整を図り、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図っています。

(3) 「障害者雇用促進法」の改正

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が平成 25 年 6 月に改正され、平成 28 年 4 月 1 日（一部は、平成 25 年 6 月または平成 30 年 4 月）から施行されました。

この改正により、新たに次の事項が定められています。

■障害者雇用促進法の改正のポイント■

- 障害者の範囲の明確化 [平成 25 年 6 月 19 日施行]
- 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務 [平成 28 年 4 月 1 日施行]
- 法定雇用率の算定基礎の見直し [平成 30 年 4 月 1 日施行]

また、令和元年度にも改正が行われ、障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることとしています。

(4) 「障害者差別解消法」の施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成 25 年 6 月成立し、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。

(5) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

この法律は、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした法律です。具体的には、施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援などが内容として含まれています。

■障害者福祉に関する国、群馬県の動向■

年	国			群馬県
H18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画（第2次）	重点施策実施 5か年計画	バリアフリーぐんま 障害者プラン3
H19	◇障害者権利条約署名		重点施策実施5か年計画	
H20	◇児童福祉法の改正			
H21				
H22				
H23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行			
H24	◇障害者虐待防止法の施行			
H25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行	障害者基本計画（第3次）		バリアフリーぐんま 障害者プラン5
H26	◇障害者権利条約の批准			
H27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行			
H28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行 ◇発達障害者支援法の改正			
H29				
H30	◇障害者総合支援法、児童福祉法 ◇障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	障害者基本計画（第4次）		バリアフリーぐんま 障害者プラン7
R1	◇障害者雇用促進法の改正			
R2				
R3				次期計画

第5節 計画の推進体制

1 地域や関係機関との連携

障害のある人に対する各種施策を推進していくためには、すべての村民が障害への理解を深めるとともに、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、民間企業、関係機関等との連携や協働が重要です。渋川地域自立支援協議会を中心に、連携・協働の体制づくりを進めます。

また、重度障害者への適切な対応や難病対策、発達障害などへの対応が求められる中、障害のある人の地域生活を支える上でも、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービスの提供が必要です。本村各課を含め、医療機関やサービス提供事業者など、保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化していきます。

2 国・県・近隣市町村との連携

国や県などの動向を把握しながら、障害のある人のニーズに対応するため、国・県・近隣市町村との連携を図ります。

第6節 計画策定にあたっての基本的な視点

国は、障害の有無に関わらず、すべての人が互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、いきいきとした人生を送ることができる社会である「共生社会」の構築を進めています。障害のある人もない人も、その能力を発揮しながら、支える人と支えられる人という区分を超えて、互いに支え合える関係性の構築が求められています。

本計画においても「共生社会」の構築に向けた取り組みを進めていくこととするとともに、第2期榛東村地域福祉計画が目指す「地域共生社会」の実現につなげていけるよう努めます。

第2部 榛東村の障害のある人の現状と課題

第1章 障害のある人の現状

第1節 人口・世帯の推移

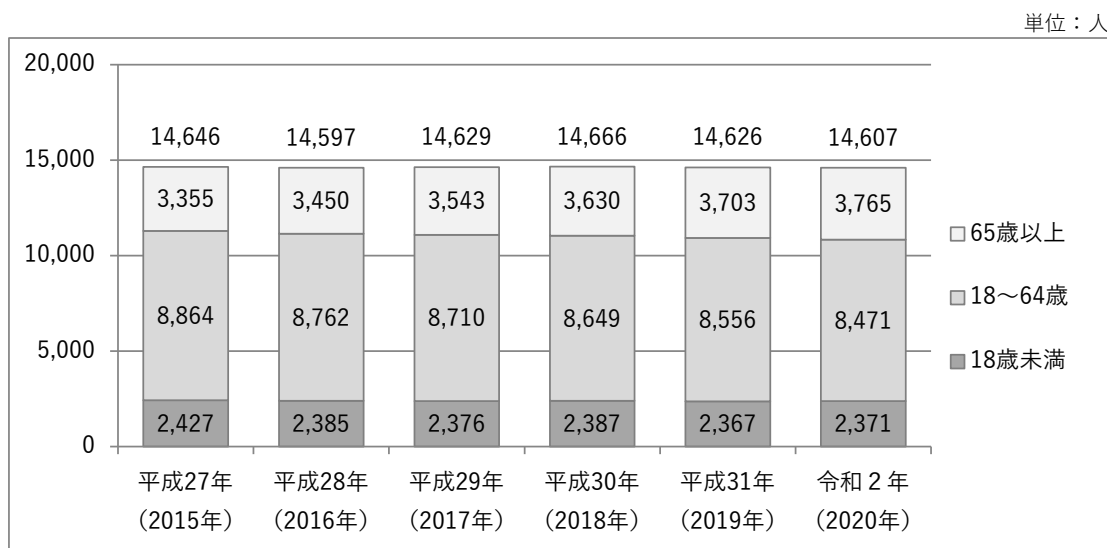
1 人口の推移

本村の総人口は令和2年4月1日時点で14,607人となっています。平成27年以降は15,000人弱で推移しており、横ばいとなっています。

年齢別にみると、18歳未満人口、18～64歳人口は減少傾向が続いているのに対し、65歳以上人口は増加傾向が続いています。

年齢3区分別人口の構成比をみると、65歳以上人口の占める割合は上昇傾向が続いており、平成31年以降は25.0%を超えており、4人に1人以上の村民が高齢者となっていることがわかります。

■総人口と年齢3区分別人口の推移■



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

■総人口と年齢3区分別人口（構成比）の推移■

単位：人、%

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
総人口	14,646	14,597	14,629	14,666	14,626	14,607
18歳未満人口	2,427	2,385	2,376	2,387	2,367	2,371
（構成比）	16.6	16.3	16.2	16.3	16.2	16.2
18～64歳人口	8,864	8,762	8,710	8,649	8,556	8,471
（構成比）	60.5	60.0	59.5	59.0	58.5	58.0
65歳以上人口	3,355	3,450	3,543	3,630	3,703	3,765
（構成比）	22.9	23.6	24.2	24.8	25.3	25.8

資料：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

2 世帯数の推移

世帯数は増加傾向が続いており、令和2年では5,861世帯となっています。独居世帯の増加等により、平均世帯人員は減少傾向が続いています。

■総人口と世帯数、平均世帯人員の推移■

単位：人、世帯

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
総人口	14,646	14,597	14,629	14,666	14,626	14,607
世帯数	5,476	5,553	5,631	5,712	5,798	5,861
平均世帯人員	2.67	2.63	2.60	2.57	2.52	2.49

資料：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

第2節 障害のある人の動向

1 手帳所持者数の推移

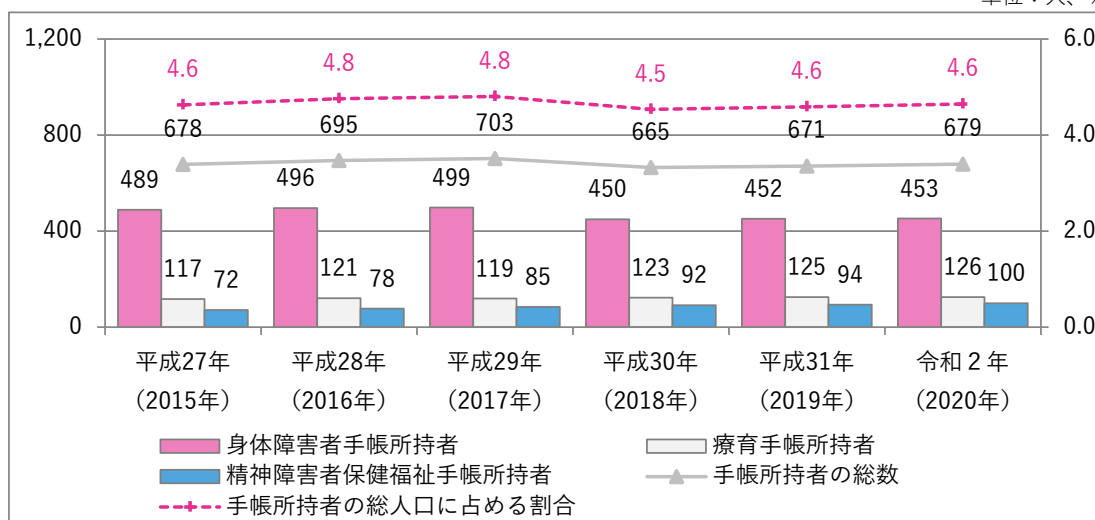
本村における障害者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、平成30年以降横ばいで推移しています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者数は平成30年以降450人程度で推移しています。療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向が続いています。

手帳所持者の総人口に占める割合をみると、平成27年以降は4%台で推移しています。

■手帳所持者数の推移■

単位：人、%



資料：榛東村健康保険課（各年4月1日時点）

身体障害者手帳所持者の年齢構成をみると、いずれの年齢層でも減少傾向が続いています。令和2年においては、18歳未満は8人で身体障害者手帳所持者のうち約1.1%となっており、そのほとんどが18歳以上であることがわかります。

療育手帳所持者の年齢構成をみると、18歳未満、18～64歳は増加傾向にあります。65歳以上の療育手帳所持者は平成31年以降、10人程度で横ばいとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者については、増加傾向がうかがえます。

■年齢区分別にみた障害者手帳所持者数の推移■

単位：人

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
身体障害者手帳	489	496	499	450	452	453
18歳未満	12	10	11	10	10	8
18歳以上	477	486	488	440	442	445
療育手帳	117	121	119	123	125	126
18歳未満	33	37	29	30	31	32
18～64歳	77	80	83	86	84	84
65歳以上	7	4	7	7	10	10
精神障害者 保健福祉手帳	72	78	85	92	94	100

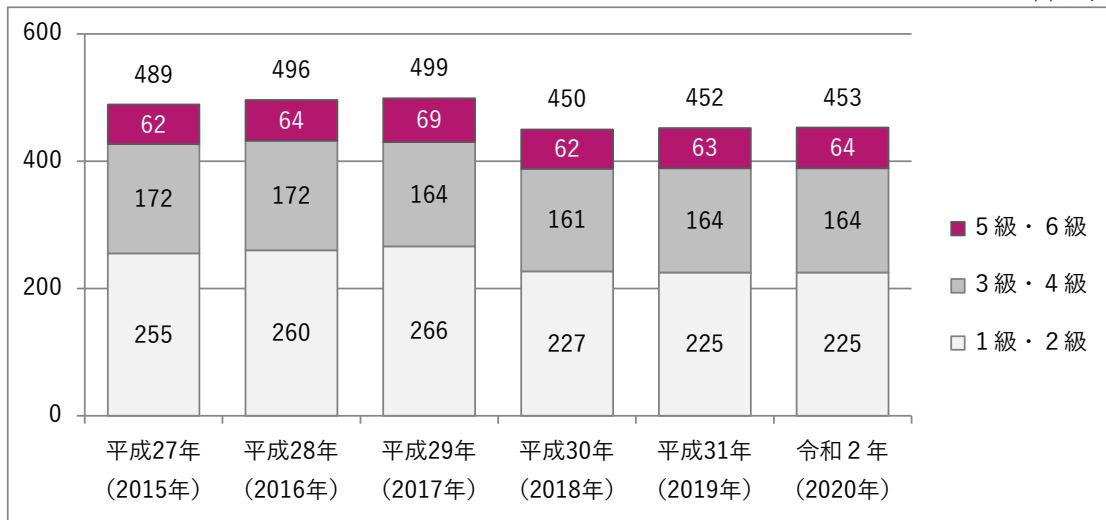
資料：榛東村健康保険課（各年4月1日時点）

2 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数を障害の等級別にみると、平成30年以降はいずれも横ばいで推移しています。「5級・6級」は「1級・2級」と「3級・4級」に比べると人数が少ないことがわかります。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移■

単位：人



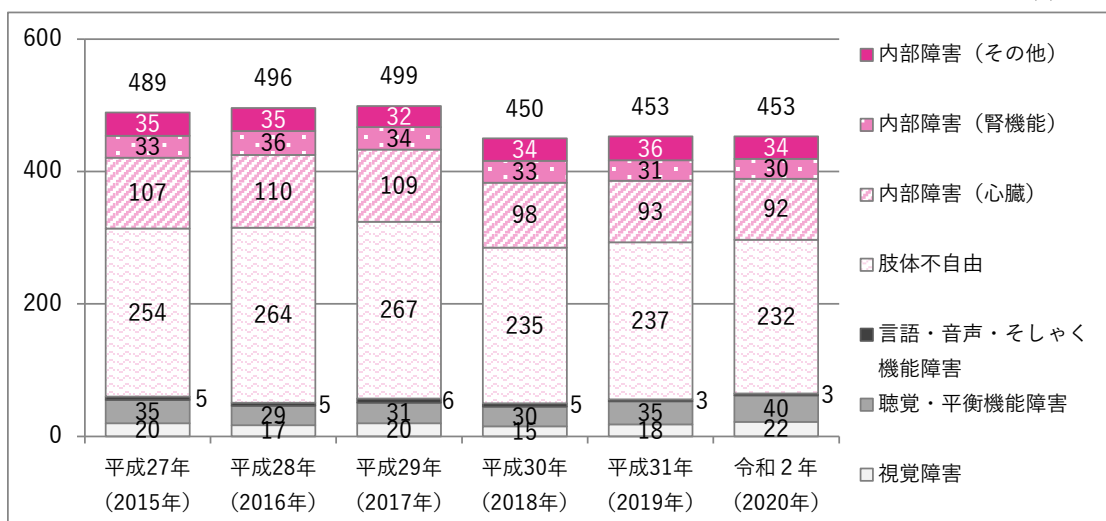
資料：榛東村健康保険課（各年4月1日時点）

また、障害の部位別に手帳所持者数をみると、最も人数が多いのは「肢体不自由」で、身体障害者手帳所持者数のうち半数以上を占めています。

「聴覚・平衡機能障害」は増加傾向がうかがえます。

■障害の部位別にみた身体障害者手帳所持者数の推移■

単位：人

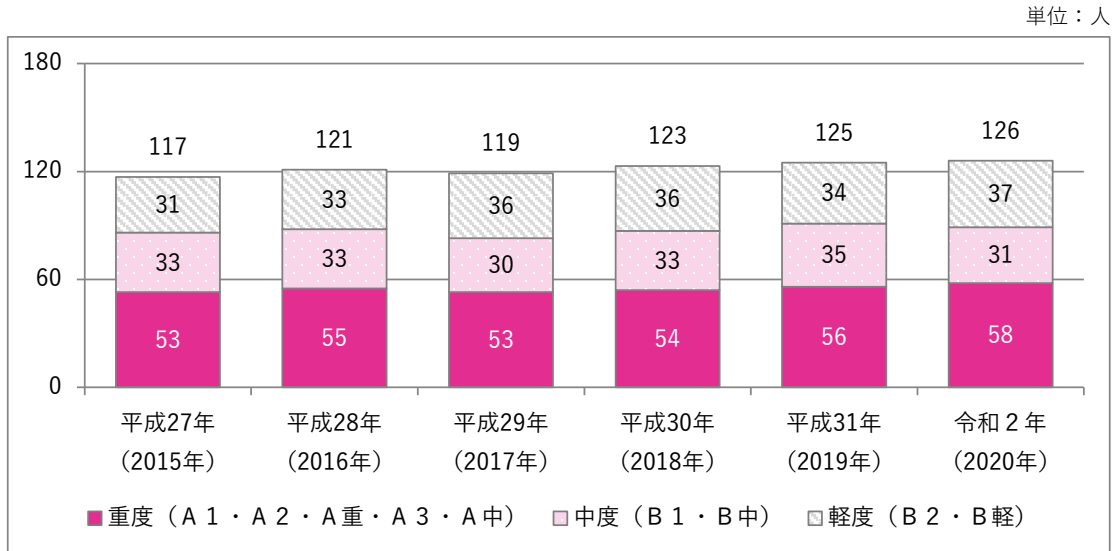


資料：榛東村健康保険課（各年4月1日時点）

3 知的障害者（児）の状況

療育手帳所持者数の推移を障害の等級別にみると、「重度（A1・A2・A重・A3・A中）」は増加傾向が続いています。「中度（B1・B中）」と「軽度（B2・B軽）」は横ばいもしくは微増となっています。

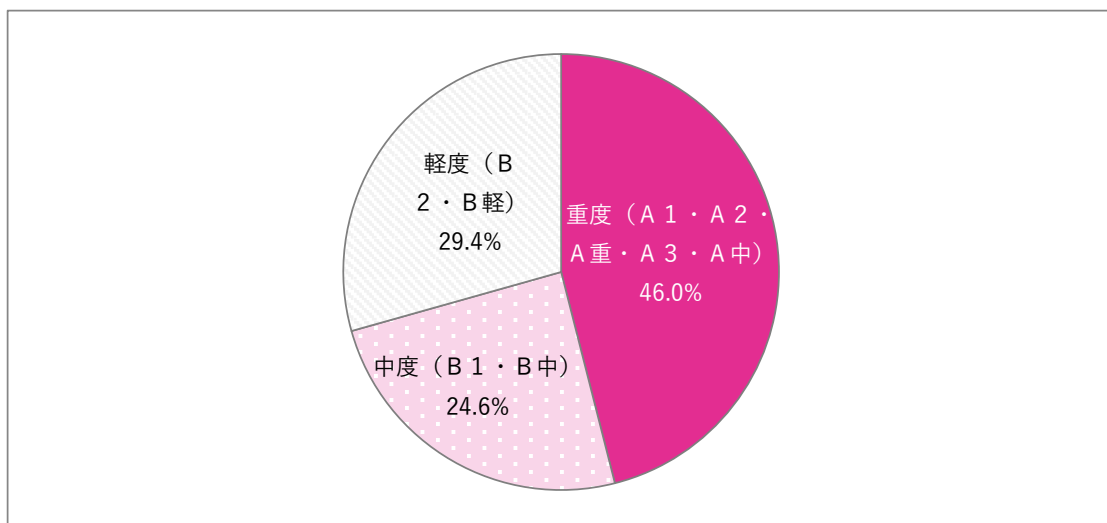
■障害の等級別に見た療育手帳所持者数の推移■



資料：榛東村健康保険課（各年4月1日時点）

令和2年における療育手帳所持者の等級別割合をみると、「重度（A1・A2・A重・A3・A中）」が全体の46.0%を占めています。

■療育手帳所持者の等級別割合（令和2年）■



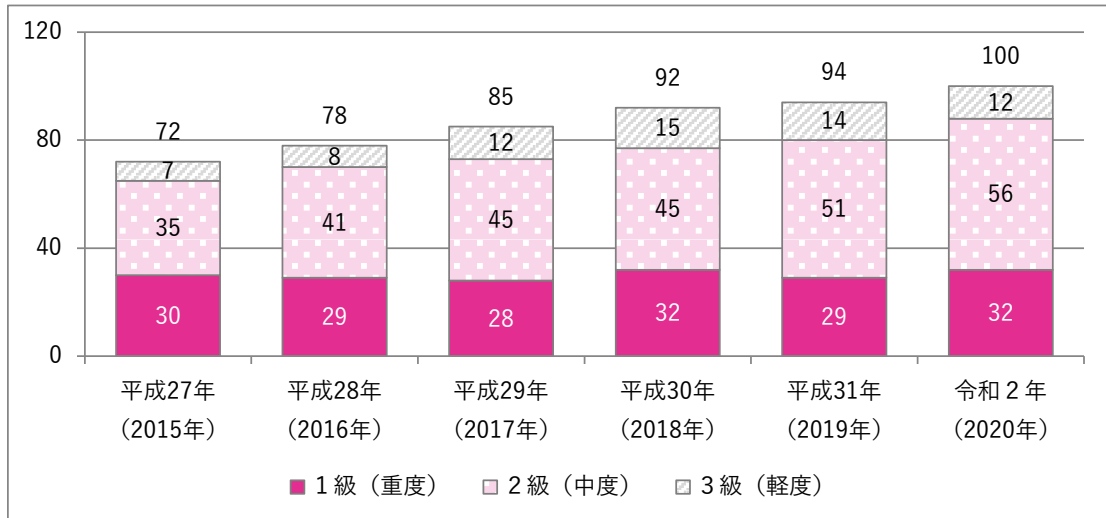
資料：榛東村健康保険課（4月1日時点）

4 精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移を等級別にみると、「2級（中度）」と「3級（軽度）」は増加傾向が続いています。

■障害の等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移■

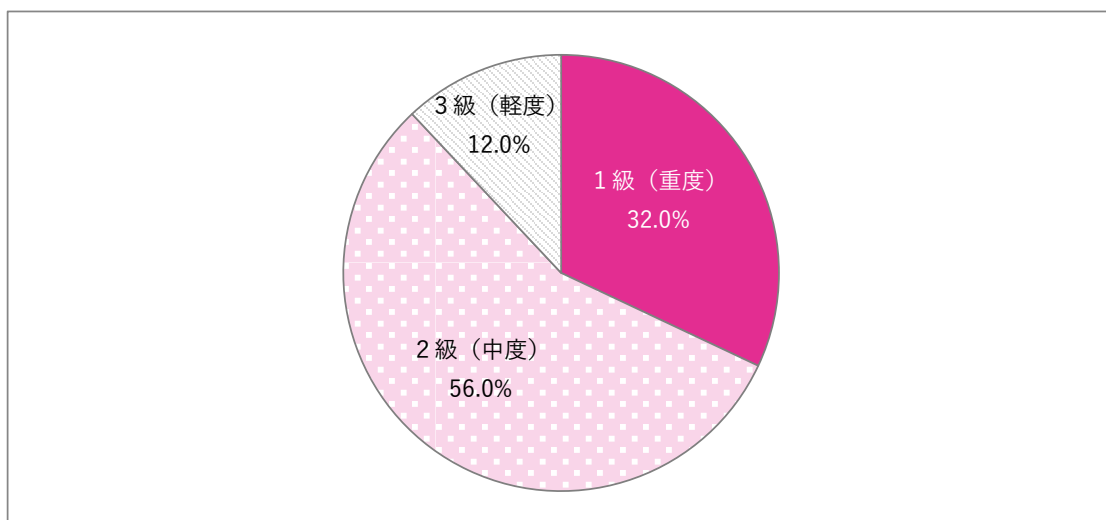
単位：人



資料：榛東村健康保険課（各年4月1日時点）

令和2年における精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合をみると、「2級（中度）」が全体の56.0%を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合（令和2年）■



資料：榛東村健康保険課（4月1日時点）

5 障害支援区分の認定状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要になる場合があります。「障害支援区分」は必要とされる支援の度合を総合的に示すもので、数字が大きくなるほど多くの支援を要することを示しています。

本村における障害支援区分の認定者については、「区分6」が多くなっています。

■障害支援区分認定者の推移■

単位：人

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
区分 1	9	5	5	3	2	3
区分 2	11	14	12	14	9	8
区分 3	17	9	10	11	11	9
区分 4	5	11	11	12	10	13
区分 5	12	14	14	12	10	9
区分 6	16	18	22	21	24	25
計	70	71	74	73	66	67

資料：榛東村健康保険課（各年 4 月 1 日時点）

6 就学前児童・就学児童の状況

保育所における障害児の預かり状況、幼稚園における在園児数については以下のとおりです。

■障害児保育の実施状況の推移■

単位：人

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
保育所	2	1	3	1	1	0
幼稚園	0	2	3	3	2	0
児童クラブ	6	4	3	2	2	1

資料：榛東村住民生活課（保育所と児童クラブは各年 4 月 1 日時点）

榛東村教育委員会（幼稚園は各年 5 月 1 日時点）

小学校と中学校に設置されている特別支援学級については以下のとおりです。

小学校の児童数は一貫して増加傾向が続いており、平成 27 年から令和 2 年にかけては約 2.8 倍となっています。

中学校の生徒数も増加傾向がうかがえます。

■特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移■

単位：人、学級

		平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
小学校	学級数	4	4	4	5	6	8
	児童数	13	12	15	21	31	37
中学校	学級数	2	2	2	2	2	2
	生徒数	4	5	5	7	4	11

資料：榛東村教育委員会（各年 5 月 1 日時点）

7 経済的支援の受給状況

経済的支援の受給状況は以下のとおりです。いずれも利用は横ばいとなっています。

■経済的支援受給者数等の推移■

単位：人

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
特別障害者手当 (受給者数)	8	8	8	6	9	8
障害児福祉手当 (受給者数)	10	8	8	7	9	8
特別児童扶養手当 (受給者数)	37	35	33	30	30	33
心身障害者扶養 共済制度 (加入者数)	8	8	8	7	7	8
心身障害者扶養 共済制度 (受給者数)	9	9	9	9	9	9

資料：榛東村健康保険課・住民生活課（各年 4 月 1 日時点）

自立支援医療の受給者数の推移は以下のとおりです。精神通院医療受給者数の増加が続いています。

■自立支援医療受給者数の推移■

単位：人

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
更生医療	5	3	5	3	4	2
精神通院医療	154	151	163	171	180	183
育成医療	1	3	3	3	2	2
計	160	157	171	177	186	187

資料：榛東村健康保険課（各年 4 月 1 日時点）

医療受給者証所持者数の推移は以下のとおりです。特定疾患見舞金受給者数は減少傾向にありますが、小児慢性特定疾患見舞金受給者数は横ばいで推移しています。

■医療受給者証所持者数の推移■

単位：人

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
特定疾患見舞金 受給者数	76	70	70	71	64	62
小児慢性特定疾患 見舞金受給者数	7	8	8	7	6	8
計	83	78	78	78	70	70

資料：榛東村健康保険課（各年 4 月 1 日時点）

8 成年後見制度の状況

成年後見制度における村長申立件数は以下に示すとおりです。平成 27 年以降、申立はありません。

■成年後見制度村長申立件数の推移■

単位：人

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
後見開始	0	0	0	0	0	0
保佐開始	0	0	0	0	0	0
補助開始	0	0	0	0	0	0

資料：榛東村健康保険課（各年 4 月 1 日時点）

第2章 アンケート結果（概要）

第1節 調査の実施概要

本計画を策定するにあたり、榛東村内に居住する障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する村民）と榛東村に居住する一般住民を対象に、アンケートを実施しました。調査対象や調査方法等の実施概要は以下に示すとおりです。

■調査の実施概要■

	榛東村 福祉に関するアンケート (手帳所持者等)	榛東村 福祉に関するアンケート (一般住民)
調査対象	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 障害福祉サービス受給者証所持者 通所受給者証所持者	榛東村在住の方
配布数	624 票	797 票
有効回収数	314 票	306 票
有効回収率	50.3%	38.4%
抽出法	悉皆調査	無作為抽出
調査方法	郵送法	郵送法
調査時期	令和2年9月	令和2年9月
調査地域	榛東村全域 ¹	榛東村全域

※グラフ中の「n」は設問ごとの有効回答数を示す。

¹ 住所地特例により、榛東村に住所を有していない人であっても、榛東村が援護者としてサービス受給者証を交付している場合は調査対象としている。

第2節 調査の結果概要（手帳所持者等対象）

1 日常生活における介助の程度

日常生活における介助の程度についてたずねたところ、⑥家の中の移動や②トイレ、①食事などは「ひとりでできる」が7割を超え、比較的高い割合を占めているのに対し、⑦外出や⑨お金の管理、⑩薬の管理は「全部介助が必要」がいずれも2割以上を占めており、これらに支援を要する人が多いことがうかがえます。

■ 日常生活の介助の程度 ■

	(%)				n
	全部介助が必要	一部介助が必要	ひとりでできる	無回答	
① 食事	7.6	15.6	72.0	4.8	314
② トイレ	9.2	11.1	73.6	6.1	314
③ 入浴	14.3	12.1	68.8	4.8	314
④ 衣服の着脱	10.2	12.7	71.0	6.1	314
⑤ 身だしなみ	12.4	16.9	65.3	5.4	314
⑥ 家の中の移動	8.9	8.6	75.2	7.3	314
⑦ 外出	20.7	21.0	51.9	6.4	314
⑧ 家族以外の人との意思疎通	8.9	20.1	63.1	8.0	314
⑨ お金の管理	24.8	14.0	55.4	5.7	314
⑩ 薬の管理	21.7	11.5	62.7	4.1	314

主な介助者については、「父母・祖父母・きょうだい」が全体の31.7%を占めるほか、「配偶者」も25.7%を占めています。

知的障害のある人では「父母・祖父母・きょうだい」が65.1%を占めており、家族・親族による介助を受けている人が他の障害と比べて多いことがわかります。

■主な介助者■

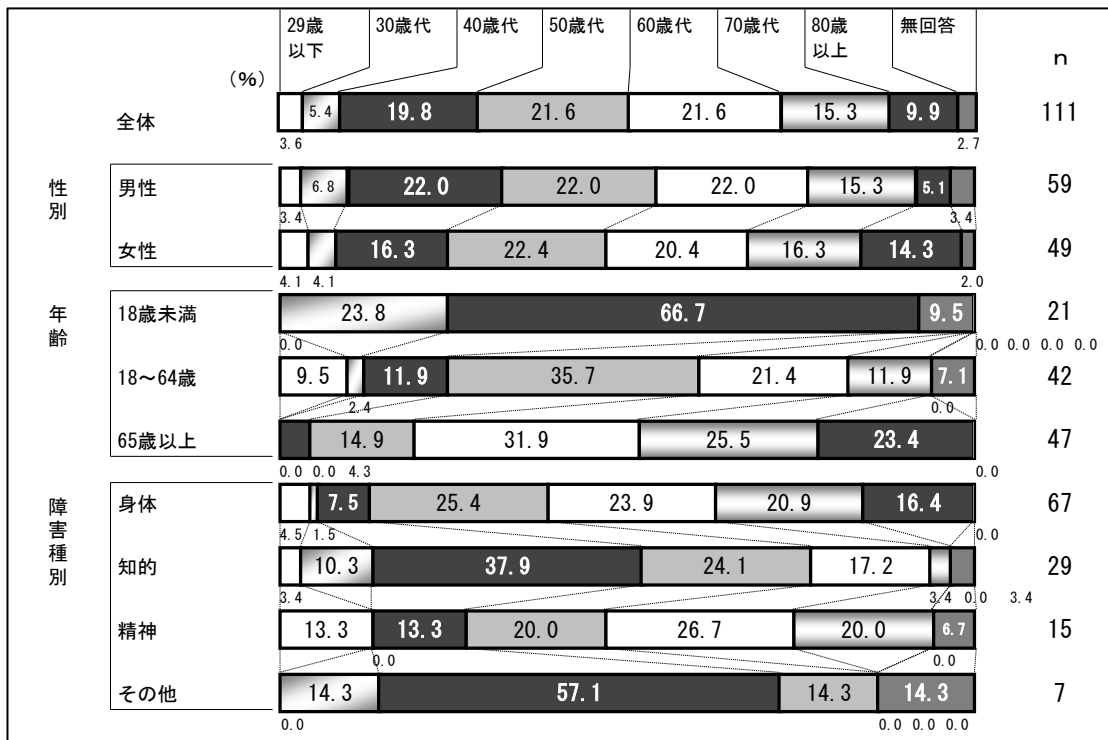
	父母・祖父母・きょうだい	配偶者	子ども	ホームヘルパーや施設の職員	その他の人	無回答	n	
全体 (%)	31.7	25.7	9.0	21.6	11.4	0.6	167	
性別	男性	37.9	24.1	5.7	23.0	9.2	87	
	女性	24.7	27.3	11.7	20.8	14.3	77	
年齢	18歳未満	100.0					0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	21
	18～64歳	44.6	18.5	21.5	12.3	1.5	65	
	65歳以上	39.2	16.5	26.6	13.9	3.8	79	
障害種別	身体	12.3	37.7	13.2	23.6	13.2	106	
	知的	65.1		27.9	0.0	0.0	43	
	精神	47.8	13.0	13.0	21.7	2.3 0.0 2.3 2.3	23	
	その他	87.5					12.5	8

※介助を受けている人のみ回答。

主な介助者の年齢についてたずねたところ、「50 歳代」と「60 歳代」がともに全体の 21.6%を占めています。「70 歳代」が 15.3%、「80 歳以上」が 9.9%となっており、主な介助者が 60 歳以上である割合は全体の 46.8%と、半数近くを占めています。

また、障害のある人が高齢であるにつれて主な介助者も高齢になっており、65 歳以上では「60 歳代」が 31.9%、「70 歳代」が 25.5%となっています。

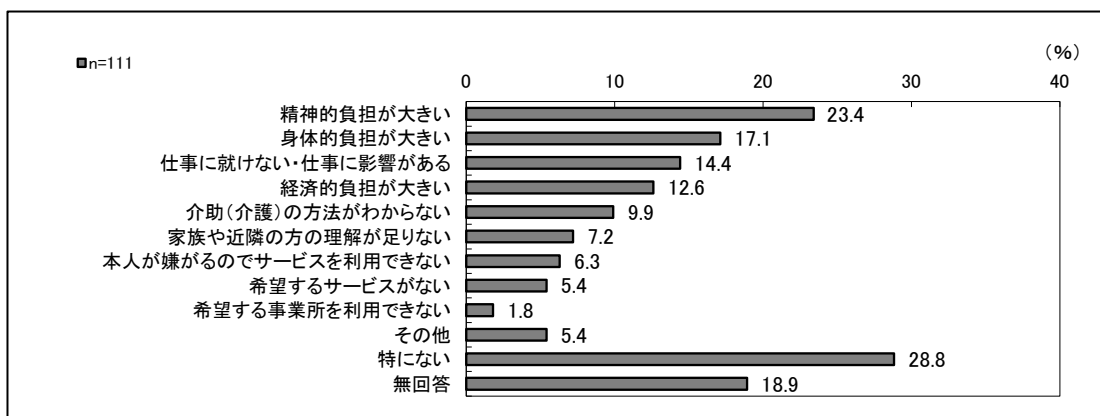
■主な介助者の年齢■



※「主な介助者」が親族である人のみ回答。

介助を行う上で困っていることについてたずねたところ、「精神的負担が大きい」（23.4％）が最も多く、次いで「身体的負担が大きい」（17.1％）、「仕事に就けない・仕事に影響がある」（14.4％）などとなっています。なお、「特にない」は28.8％となっています。

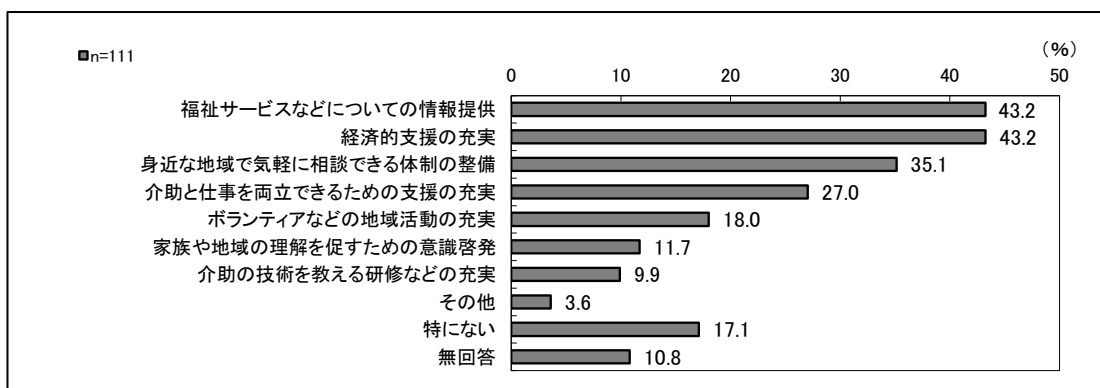
■ 介助を行う上で困っていること（全体／複数回答） ■



※「主な介助者」が親族である人のみ回答。

在宅で介助（介護）を続けるために必要な支援については、「福祉サービスなどについての情報提供」・「経済的支援の充実」（同率 43.2％）が最も多くなっています。

■ 介助者に対し必要だと思う支援（全体／複数回答） ■



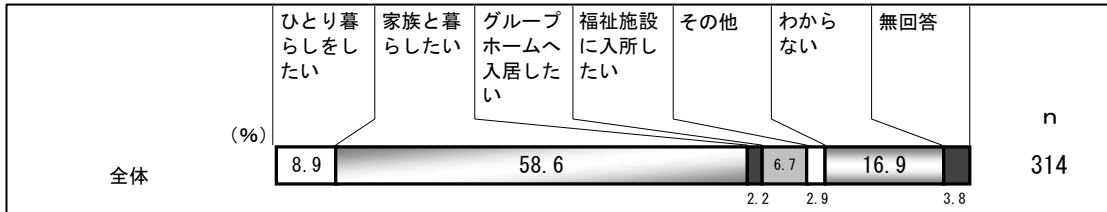
※「主な介助者」が親族である人のみ回答。

2 希望する今後の暮らし方

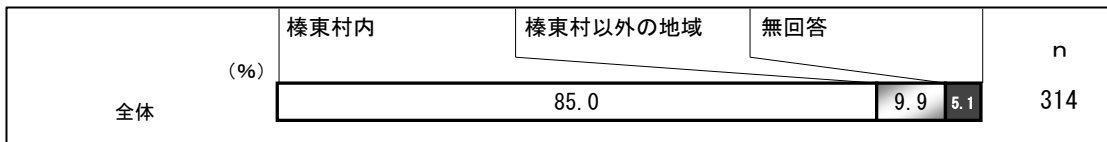
今後望む暮らし方についてたずねたところ、「家族と暮らしたい」が全体の58.6%を占めています。また、「ひとり暮らしをしたい」が8.9%となっており、グループホームや福祉施設での暮らしを希望する人はいずれも1割に満たない結果となっています。

また、今後暮らしたい地域については、「榛東村内」が85.0%と圧倒的多数を占めています。住み慣れた自宅や地域での生活を希望する人が多いことがうかがえます。

■今後望む暮らし方■



■今後暮らしたい地域■

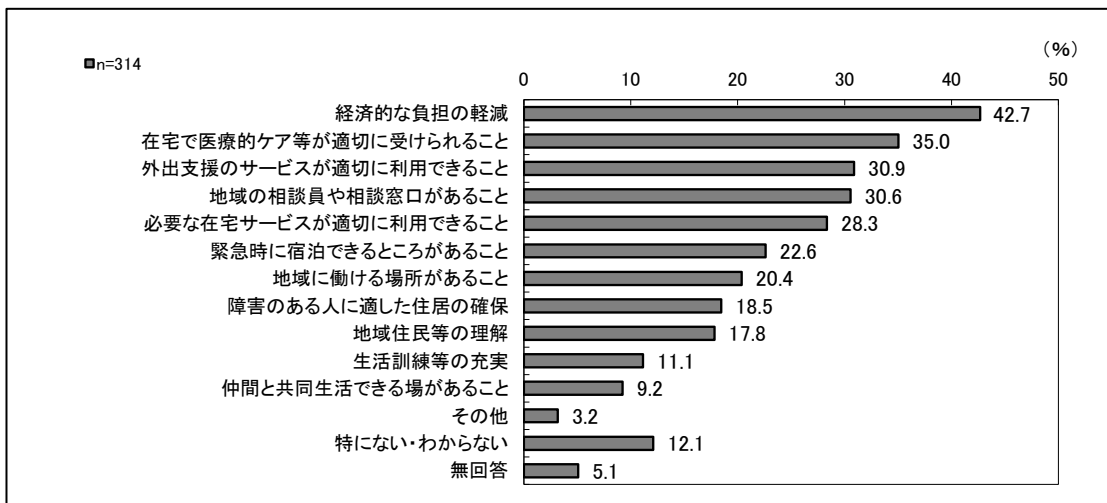


地域で生活するためにあればよい支援については、「経済的な負担の軽減」(42.7%)が最も多く、次いで「在宅で医療的ケア等が適切に受けられること」(35.0%)、「外出支援のサービスが適切に利用できること」(30.9%)などとなっています。

年齢でみると、18歳未満では「地域の相談員や相談窓口があること」、65歳以上では「在宅で医療的ケア等が適切に受けられること」が第1位となっています。

また、障害種別でみると、身体では「在宅で医療的ケア等が適切に受けられること」、その他では「地域の相談員や相談窓口があること」が第1位となっています。

■地域で生活するためにあればよい支援（全体／複数回答）■



■地域で生活するためにあればよい支援（全体・属性別／複数回答）■

単位：%

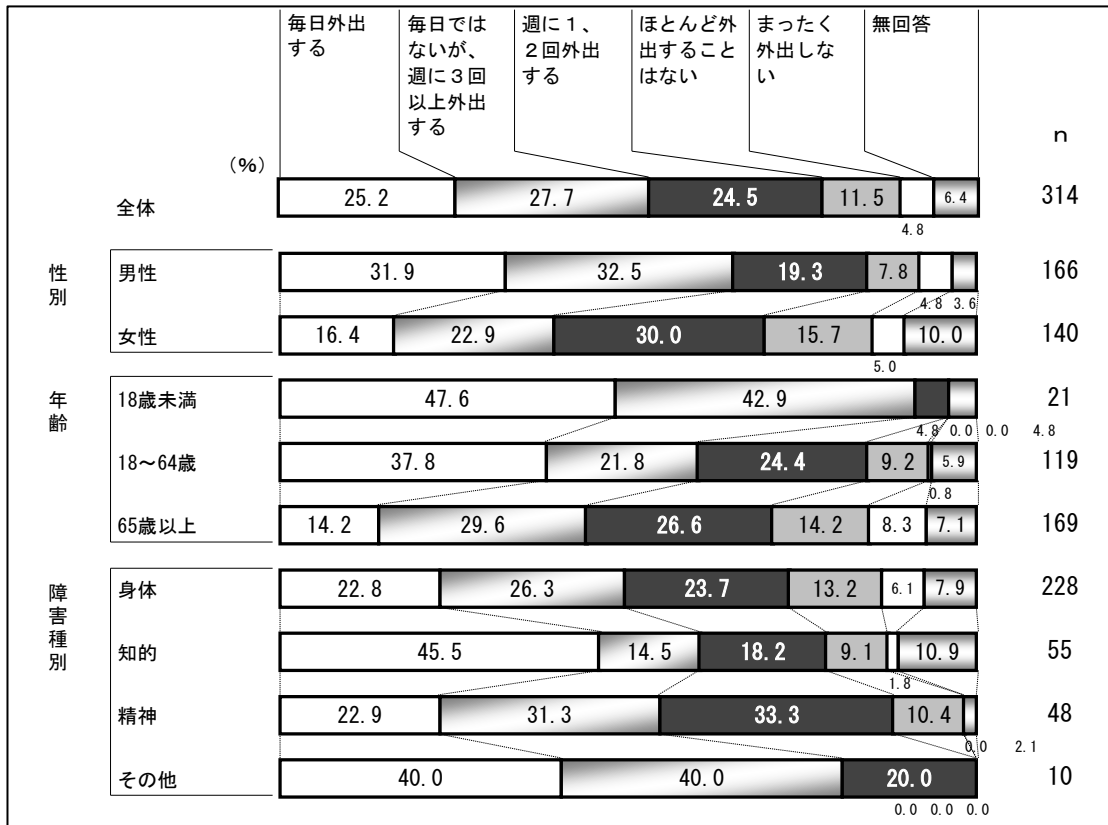
		第1位	第2位	第3位
全体		経済的な負担の軽減 42.7	在宅で医療的ケア等が適切に受けられること 35.0	外出支援のサービスが適切に利用できること 30.9
年齢	18歳未満	地域の相談員や相談窓口があること 71.4	地域に働ける場所があること 61.9	生活訓練等の充実 57.1
	18歳～64歳	経済的な負担の軽減 52.1	地域に働ける場所があること 38.7	地域の相談員や相談窓口があること 34.5
	65歳以上	在宅で医療的ケア等が適切に受けられること 45.6	必要な在宅サービスが適切に利用できること／経済的な負担の軽減 33.7	
障害種別	身体	在宅で医療的ケア等が適切に受けられること 42.1	経済的な負担の軽減 40.4	外出支援のサービスが適切に利用できること 31.6
	知的	経済的な負担の軽減 41.8	緊急時に宿泊できることがあること 38.2	外出支援のサービスが適切に利用できること／地域に働ける場所があること／地域の相談員や相談窓口があること 36.4
	精神	経済的な負担の軽減 58.3	地域に働ける場所があること 47.9	地域の相談員や相談窓口があること 45.8
	その他	地域の相談員や相談窓口があること 50.0	地域住民等の理解 30.0	在宅で医療的ケア等が適切に受けられること／地域に働ける場所があること／生活訓練等の充実 20.0

3 外出について

外出する頻度についてたずねたところ、「毎日ではないが、週に3回以上外出する」が27.7%、「毎日外出する」が25.2%となっています。

知的障害のある人では「毎日外出する」が4割台を占めており、身体障害、精神障害のある人と比べて外出頻度が高いことがうかがえます。

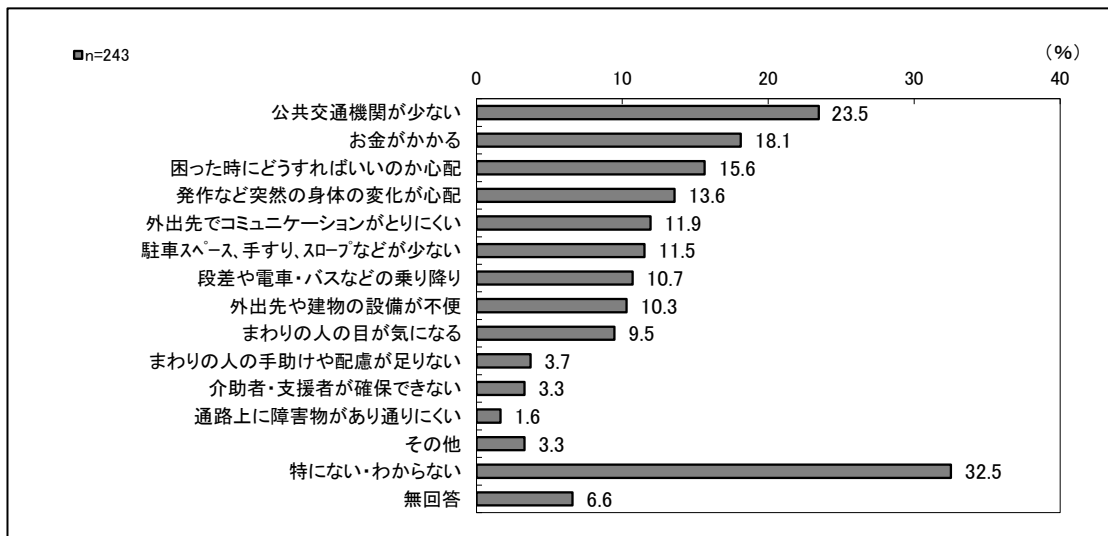
■外出する頻度■



外出する時に困ることについては、「公共交通機関が少ない」(23.5%)が最も多く、次いで「お金がかかる」(18.1%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(15.6%)などとなっています。

年齢で見ると、18歳未満では「外出先でコミュニケーションがとりにくい」が第1位となっています。障害種別で見ると、知的障害のある人では「外出先でコミュニケーションがとりにくい」が第1位となっています。

■外出する時に困ること（全体／複数回答）■



※「外出する」と回答した人のみ回答。

■外出する時に困ること（全体・属性別／複数回答）■

単位：%

		第1位	第2位	第3位
全体		公共交通機関が少ない 23.5	お金がかかる 18.1	困った時にどうすればいいの心配 15.6
年齢	18歳未満	外出先でコミュニケーションがとりにくい 30.0	公共交通機関が少ない／困った時にどうすればいいの心配 25.0	
	18歳～64歳	お金がかかる 27.0	公共交通機関が少ない 26.0	外出先でコミュニケーションがとりにくい／まわりの人の目が気になる 17.0
	65歳以上	公共交通機関が少ない 21.0	駐車スペース、手すり、スロープなどが少ない 18.5	発作など突然の身体の変化が心配 16.0
障害種別	身体	公共交通機関が少ない 20.5	駐車スペース、手すり、スロープなどが少ない 16.3	お金がかかる 14.5
	知的	外出先でコミュニケーションがとりにくい 30.2	公共交通機関が少ない／お金がかかる 23.3	
	精神	お金がかかる 38.1	公共交通機関が少ない 35.7	まわりの人の目が気になる 26.2
	その他	公共交通機関が少ない／困った時にどうすればいいの心配 20.0		まわりの人の目が気になる／お金がかかる／発作など突然の身体の変化が心配 10.0

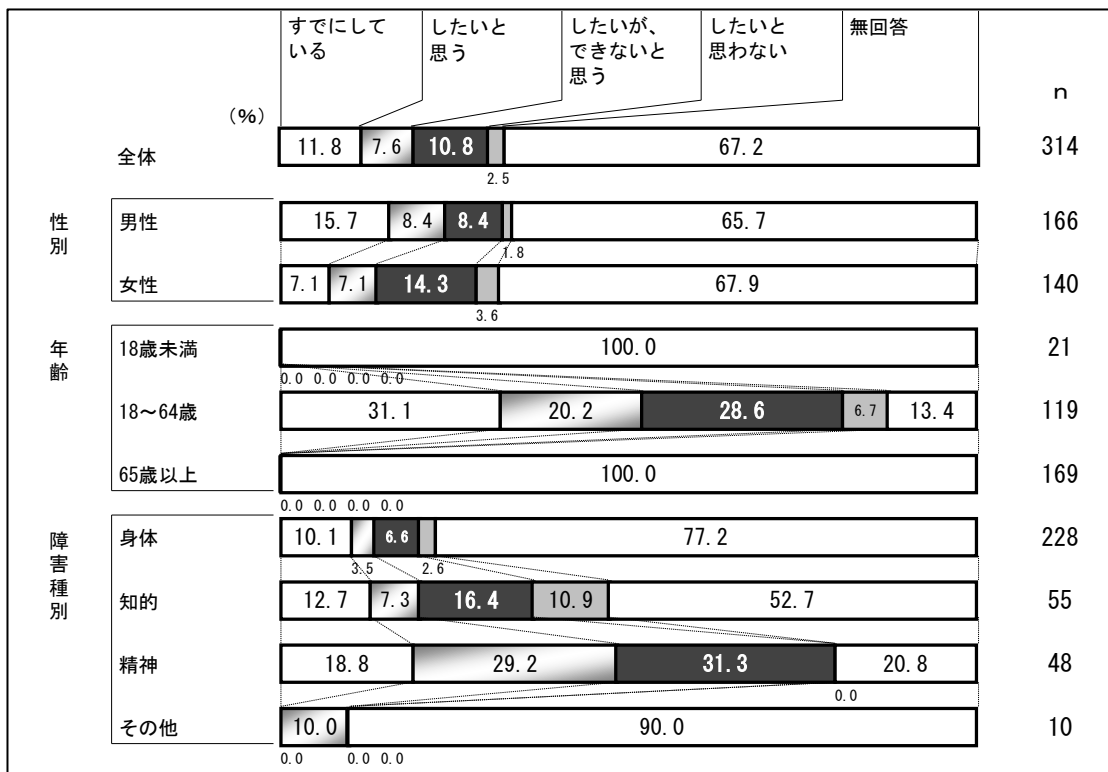
※「外出する」と回答した人のみ回答。

4 就労・社会参加について

今後収入を得る仕事をしたいかたずねたところ、「すでにしている」が11.8%、「したいと思う」が7.6%となっています。一方で、「したいが、できないと思う」が10.8%となっており、1割以上の回答者が、就労意欲があっても何らかの理由で就労が難しいと考えていることがうかがえます。

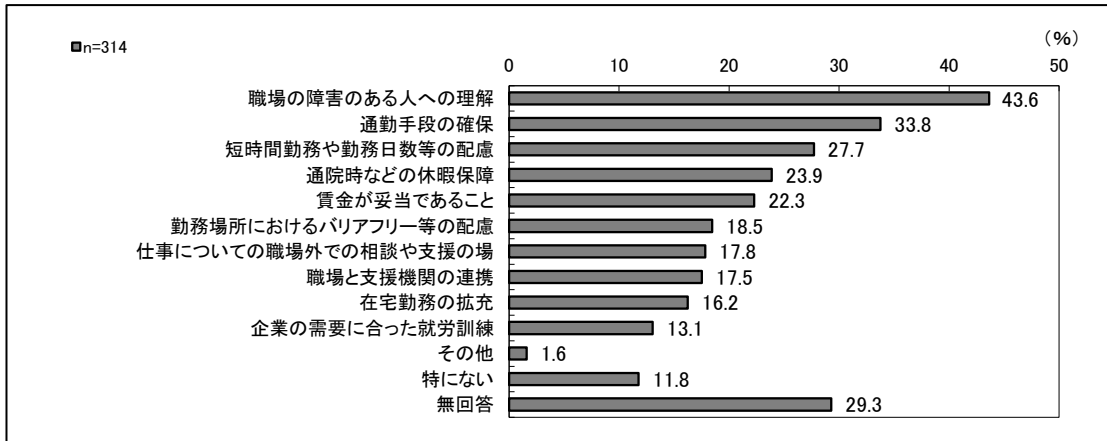
性別で見ると、男性よりも女性の「したいができないと思う」の割合が高くなっています。また、障害種別で見ると、精神障害のある人では「したいが、できないと思う」が31.3%を占めています。

■ 今後収入を得る仕事をしたいか ■



障害者が働くために大切な環境整備については、「職場の障害のある人への理解」(43.6%)が最も多く、次いで「通勤手段の確保」(33.8%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(27.7%)などとなっています。

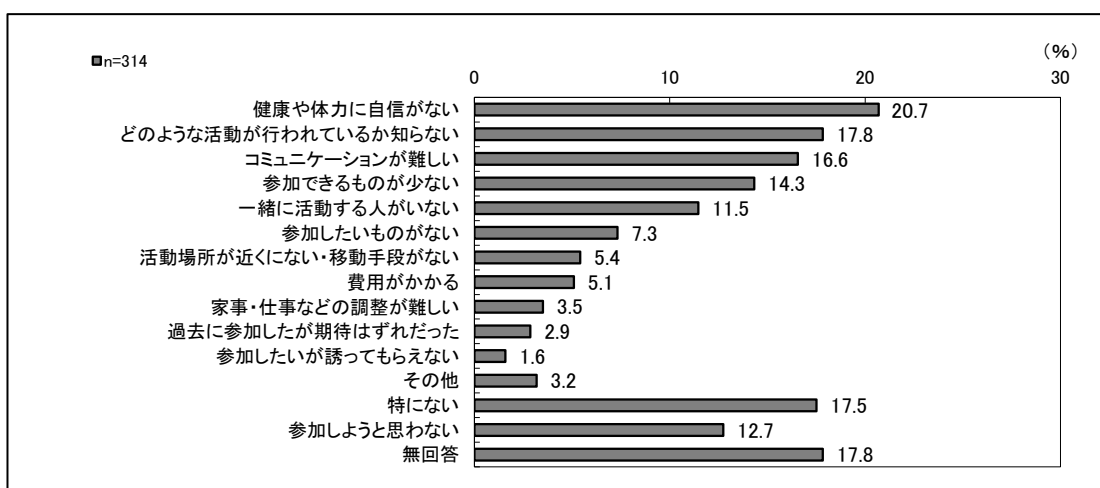
■障害者が働くために大切な環境整備（全体／複数回答）■



余暇活動の妨げとなることについては、「健康や体力に自信がない」(20.7%) が最も多く、次いで「どのような活動が行われているか知らない」(17.8%)、「コミュニケーションが難しい」(16.6%) などとなっています。

知的障害のある人では「コミュニケーションが難しい」、精神障害のある人では「どのような活動が行われているか知らない」が第1位となっています。

■余暇活動の妨げとなること（全体／複数回答）■



■余暇活動の妨げとなること（全体・属性別／複数回答）■

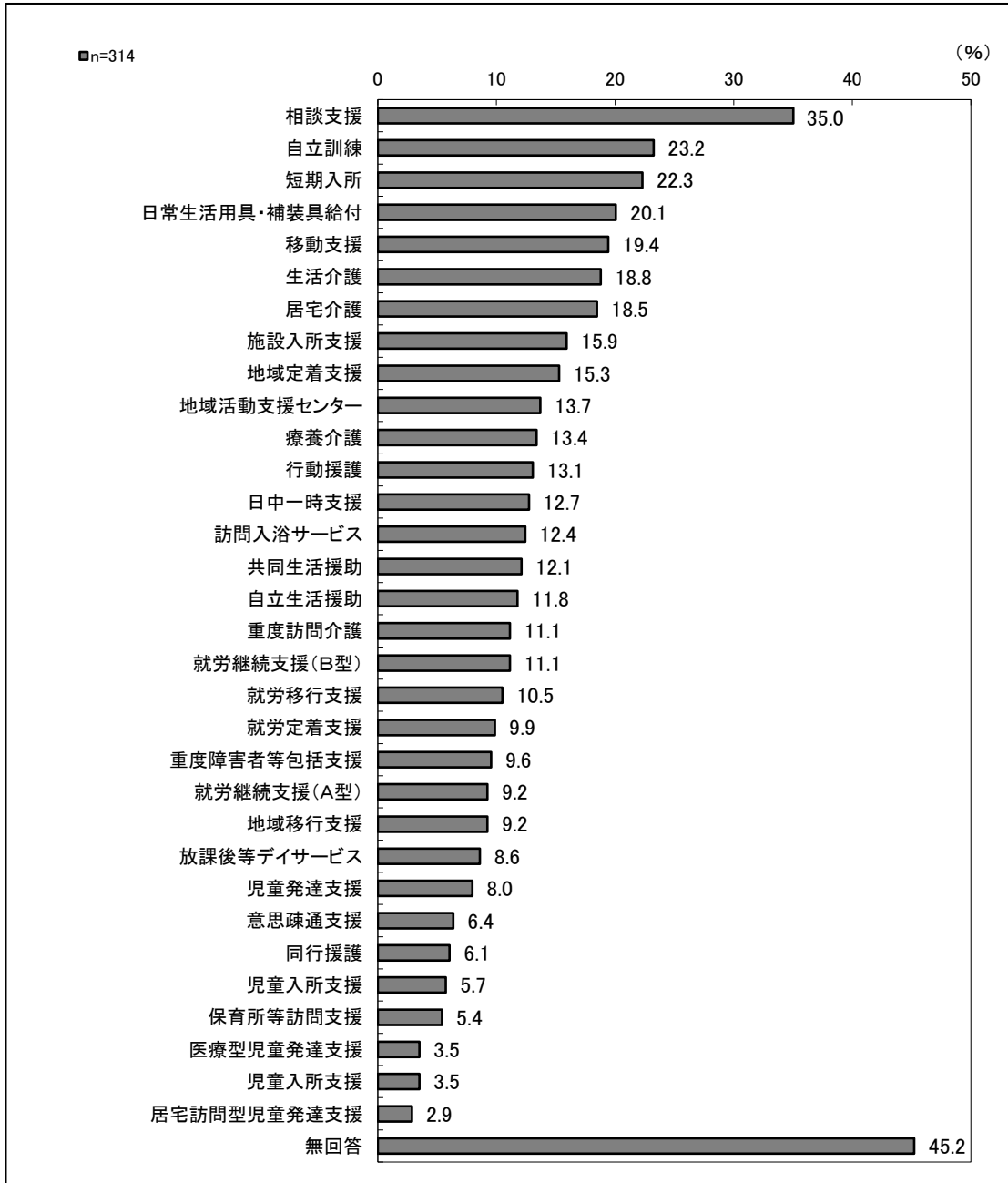
単位：%

		第1位	第2位	第3位
全体		健康や体力に自信がない 20.7	どのような活動が行われているか知らない 17.8	コミュニケーションが難しい 16.6
年齢	18歳未満	コミュニケーションが難しい 61.9	一緒に活動する人がいない 38.1	どのような活動が行われているか知らない 33.3
	18歳～64歳	どのような活動が行われているか知らない 32.8	コミュニケーションが難しい 26.1	健康や体力に自信がない 20.2
	65歳以上	健康や体力に自信がない 23.7	参加できるものが少ない 10.7	活動場所が近くにない・移動手段がない 6.5
障害種別	身体	健康や体力に自信がない 21.9	参加できるものが少ない 12.3	どのような活動が行われているか知らない 10.1
	知的	コミュニケーションが難しい 38.2	どのような活動が行われているか知らない 30.9	参加できるものが少ない／一緒に活動する人がいない 20.0
	精神	どのような活動が行われているか知らない 47.9	コミュニケーションが難しい 39.6	健康や体力に自信がない 33.3
	その他	参加できるものが少ない／コミュニケーションが難しい 30.0	一緒に活動する人がいない 20.0	

5 障害福祉サービス等の利用について

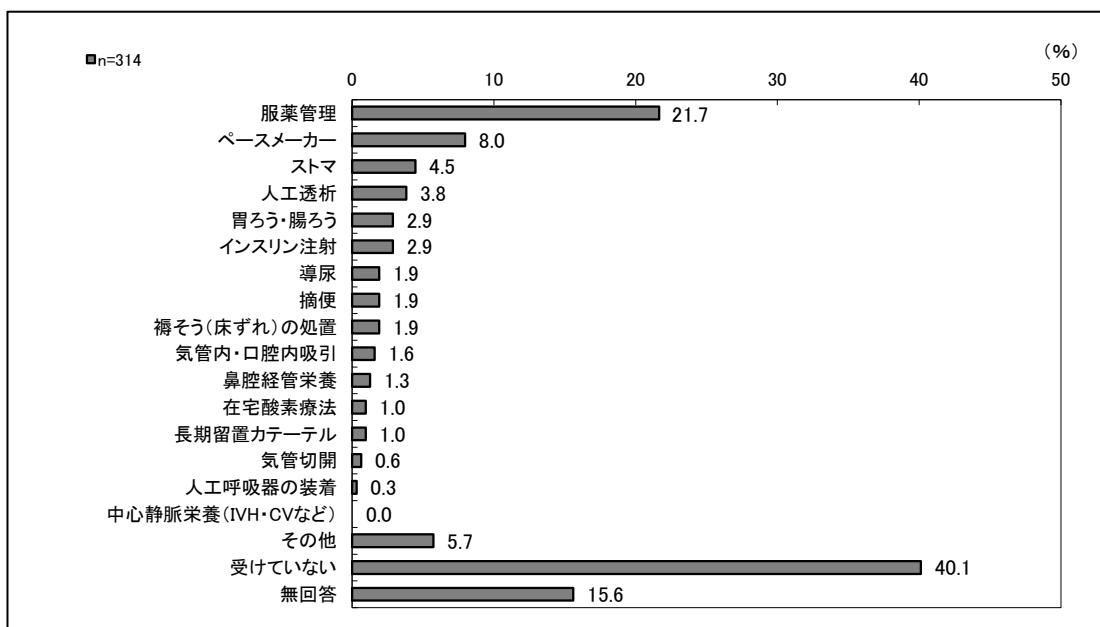
今後利用したいサービスについては、「相談支援」(35.0%)が最も多く、「自立訓練」(23.2%)、「短期入所」(22.3%)などとなっています。

■今後利用したいサービス（降順）■



現在受けている医療的ケアについては、「服薬管理」(21.7%)が最も多く、「ペースメーカー」(8.0%)、「ストマ」(4.5%)などとなっています。「受けていない」は40.1%となっています。

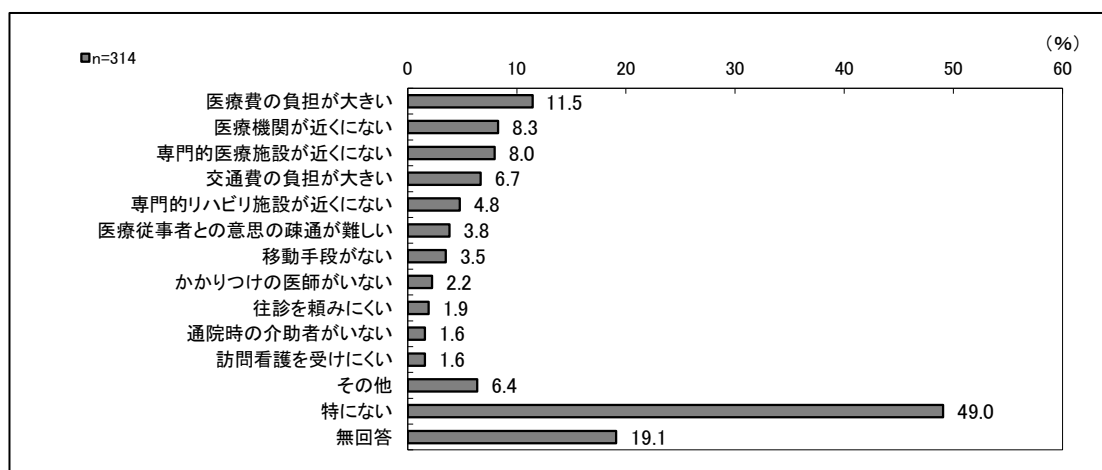
■現在受けている医療的ケア（全体／複数回答）■



6 医療について

医療のことで困っていることについてたずねたところ、「医療費の負担が大きい」(11.5%)が最も多くなっています。なお、「特にない」は49.0%となっています。

■医療のことで困っていること（全体／複数回答）■



■医療のことで困っていること（全体・属性別／複数回答）■

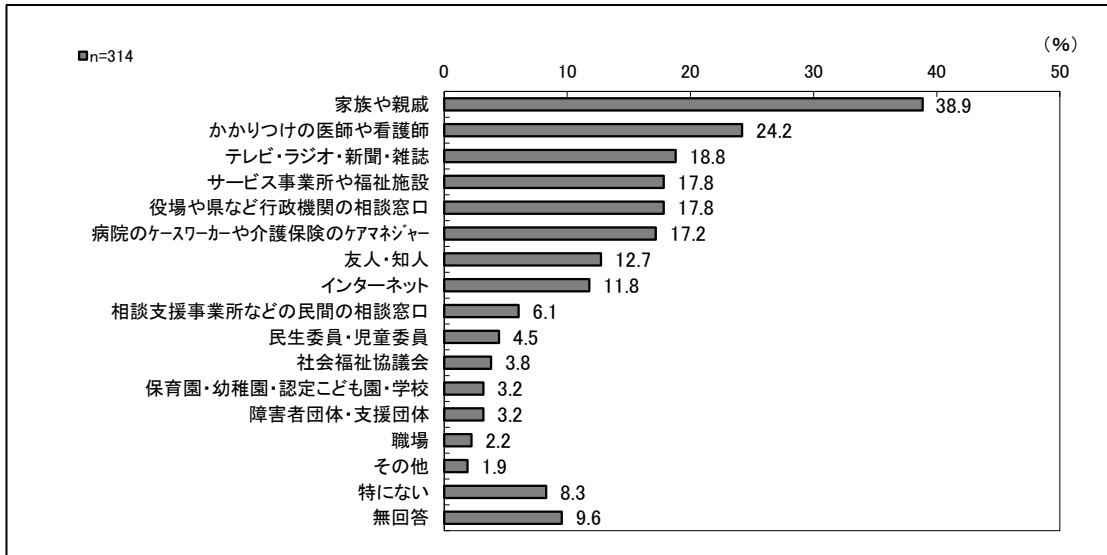
単位：%

		第1位	第2位	第3位
全体		医療費の負担が大きい 11.5	医療機関が近くにない 8.3	専門的医療施設が近くにない 8.0
年齢	18歳未満	専門的医療施設が近くにない／医療従事者との意思の疎通が難しい 14.3	医療機関が近くにない 9.5	
	18歳～64歳	医療費の負担が大きい 16.8	医療機関が近くにない 10.9	専門的医療施設が近くにない／交通費の負担が大きい 8.4
	65歳以上	医療費の負担が大きい 7.7	専門的医療施設が近くにない／医療機関が近くにない 6.5	
障害種別	身体	医療費の負担が大きい 11.8	医療機関が近くにない 7.5	交通費の負担が大きい 5.7
	知的	医療費の負担が大きい 12.7	専門的医療施設が近くにない／専門的リハビリ施設が近くにない／医療従事者との意思の疎通が難しい 10.9	
	精神	医療機関が近くにない 14.6	専門的医療施設が近くにない／医療費の負担が大きい／交通費の負担が大きい 12.5	
	その他	交通費の負担が大きい 20.0	専門的医療施設が近くにない／医療機関が近くにない 10.0	

7 障害や福祉サービスに関する情報

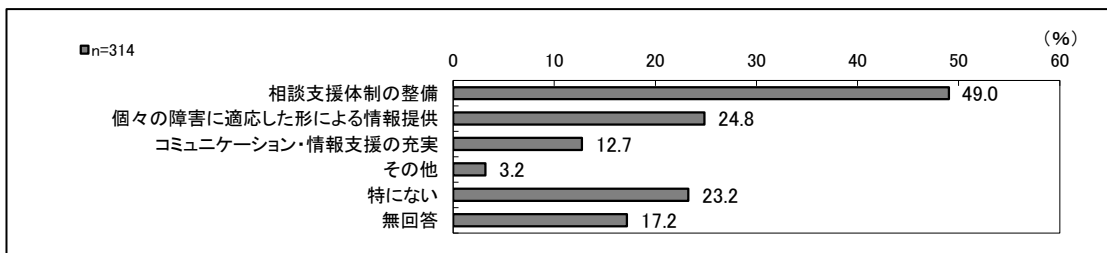
障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先については、「家族・親戚」(38.9%)が最も多くなっており、身近な家族や親戚が相談先となっていることがうかがえます。

■障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先（全体／複数回答）■



また、障害者の情報収集などに関し必要だと思うことについては、「相談支援体制の整備」(49.0%)が最も多くなっています。

■障害者の情報収集などに関し必要だと思うこと（全体／複数回答）■



8 災害時への備え

災害時に一人で避難できるかたずねたところ、「できる」が全体の34.7%を占めるのに対し、「できない」は36.6%とわずかに「できる」を上回る結果となっています。

特に知的障害のある人では「できない」が6割弱を占めているほか、18歳未満の障害のある人では「できない」が61.9%となっています。

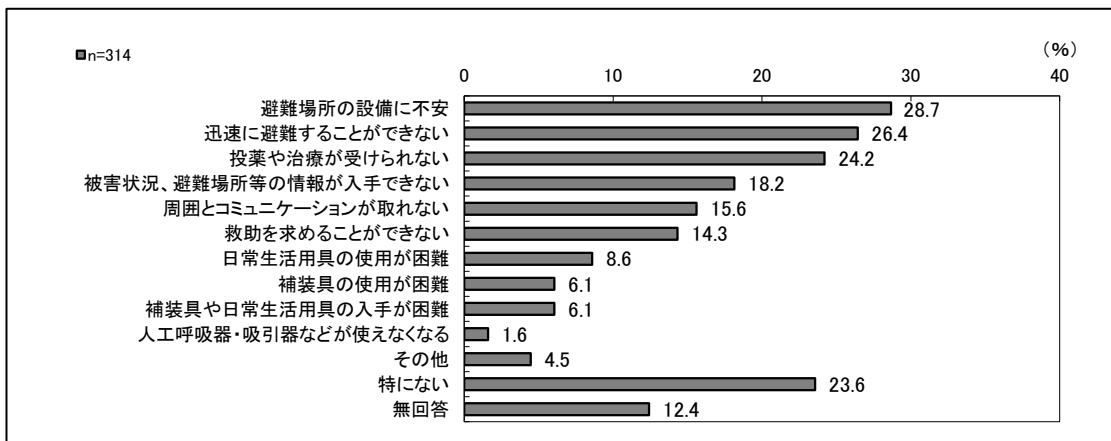
■災害時に一人で避難できるか■

	できる (%)	できない (%)	わからない (%)	無回答 (%)	n	
						0.0
全体	34.7	36.6	21.7	7.0	314	
性別	男性	38.0	34.3	21.7	6.0	166
	女性	30.7	41.4	20.7	7.1	140
年齢	18歳未満	4.8	61.9	33.3	0.0	21
	18～64歳	47.1	28.6	17.6	6.7	119
	65歳以上	30.2	40.2	21.3	8.3	169
障害種別	身体	36.4	36.4	18.9	8.3	228
	知的	16.4	58.2	18.2	7.3	55
	精神	43.8	14.6	33.3	8.3	48
	その他	30.0	40.0	30.0	0.0	10

災害時に困ることについては、「避難場所の設備に不安」(28.7%)が最も多く、次いで「迅速に避難することができない」(26.4%)、「投薬や治療が受けられない」(24.2%)などとなっています。

知的障害のある人では「周囲とコミュニケーションがとれない」、精神障害のある人では「投薬や治療が受けられない」が最も多くなっています。

■災害時に困ること（全体／複数回答）■



■災害時に困ること（全体・属性別／複数回答）■

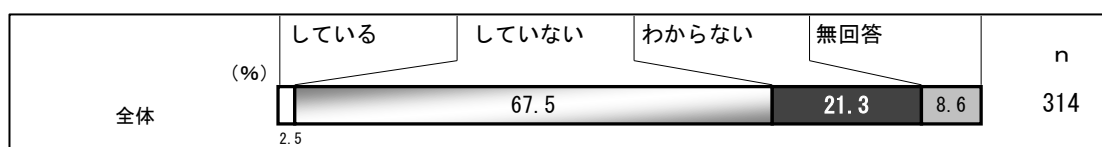
単位：％

		第1位	第2位	第3位
全体		避難場所の設備に不安 28.7	迅速に避難することができない 26.4	投薬や治療が受けられない 24.2
年齢	18歳未満	救助を求めることができない／周囲とコミュニケーションが取れない 47.6		被害状況、避難場所等の情報が入手できない 42.9
	18歳～64歳	投薬や治療が受けられない 26.9	避難場所の設備に不安 25.2	迅速に避難することができない 21.0
	65歳以上	避難場所の設備に不安 32.5	迅速に避難することができない 29.0	投薬や治療が受けられない 22.5
障害種別	身体	避難場所の設備に不安 29.8	迅速に避難することができない 28.1	投薬や治療が受けられない 23.7
	知的	周囲とコミュニケーションが取れない 41.8	迅速に避難することができない 38.2	救助を求めることができない 32.7
	精神	投薬や治療が受けられない 31.3	周囲とコミュニケーションが取れない／避難場所の設備に不安 22.9	
	その他	周囲とコミュニケーションが取れない 20.0	救助を求めることができない／避難場所の設備に不安／迅速に避難することができない／被害状況、避難場所等の情報が入手できない 10.0	

村の避難行動要支援者名簿に登録「している」人は全体の 2.5%にとどまっており、避難に支援を必要とする人であっても、登録していないケースが多いことがうかがえます²。

避難の際に支援が必要な人を把握し、その支援体制を予め明確にしておくことが必要です。

■村の避難行動要支援者名簿に登録しているか■

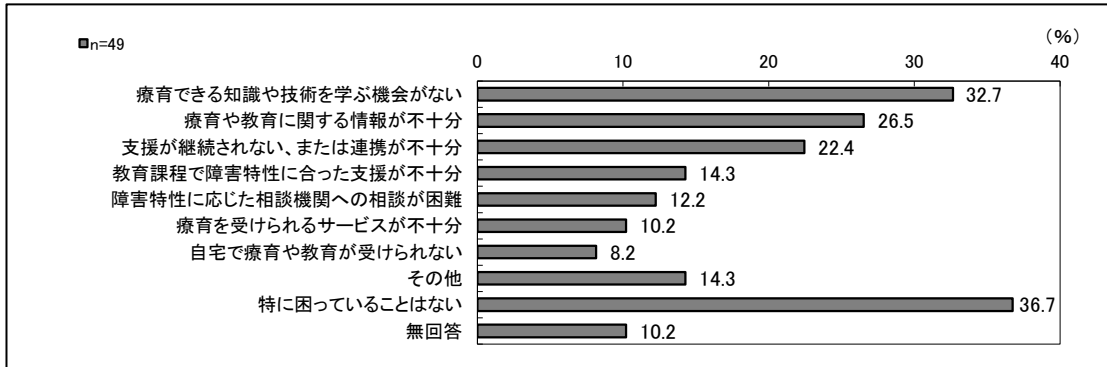


² 避難行動要支援者名簿の全登録者数は 304 名（令和 3 年 1 月 1 日時点）。うち障害者として登録されているのは全体で 25 名（ただし、65 歳以上の障害者は高齢者として登録されているケースが存在するため、障害者手帳を所持する登録者数とは一致しない）。

9 療育・教育について

子どもの療育や教育で困っていることについては、「療育できる知識や技術を学ぶ機会がない」(32.7%)が最も多い回答となっています。

■子どもの療育や教育で困っていること（全体／複数回答）■



※障害のある子ども（18歳未満）を持つ保護者（介助者）のみ回答。

■子どもの療育や教育で困っていること（全体・属性別／複数回答）■

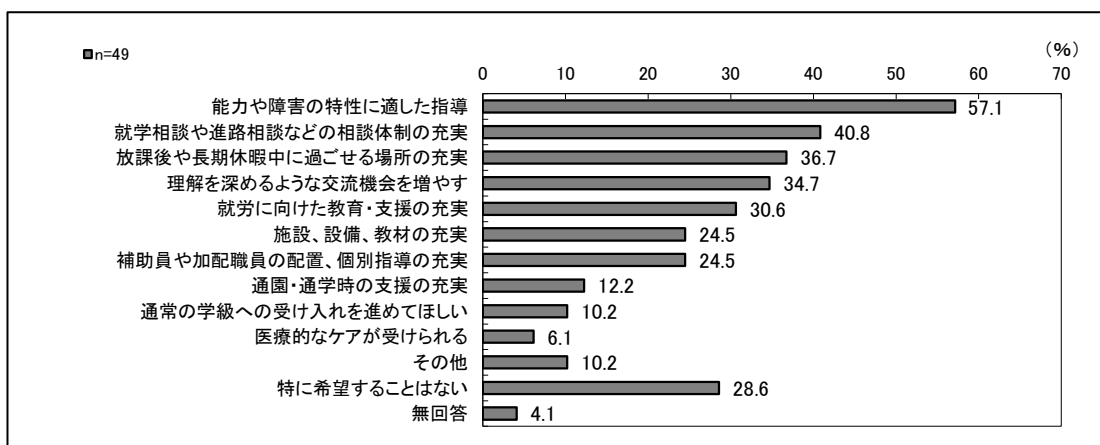
単位：%

		第1位	第2位	第3位
全体		療育できる知識や技術を学ぶ機会がない 32.7	療育や教育に関する情報が不十分 26.5	支援が継続されない、または連携が不十分 22.4
障害種別	身体	療育や教育に関する情報が不十分／療育できる知識や技術を学ぶ機会がない／支援が継続されない、または連携が不十分 12.0		
	知的	療育や教育に関する情報が不十分／療育できる知識や技術を学ぶ機会がない 27.3		療育を受けられるサービスが不十分／支援が継続されない、または連携が不十分 18.2
	精神	支援が継続されない、または連携が不十分 20.0		
	その他	療育できる知識や技術を学ぶ機会がない 71.4	療育や教育に関する情報が不十分／教育課程で障害特性に合った支援が不十分 57.1	

※障害のある子ども（18歳未満）を持つ保護者（介助者）のみ回答。

教育・療育機関で充実してほしいことについては、「能力や障害の特性に適した指導」(57.1%)、「就学相談や進路相談などの相談体制の充実」(40.8%)、「放課後や長期休暇中に過ごせる場所の充実」(36.7%)が上位3項目となっています。

■教育・療育機関で充実してほしいこと（全体／複数回答）■



※障害のある子ども（18歳未満）を持つ保護者（介助者）のみ回答。

10 権利擁護について

成年後見制度については、「名前も内容も知らない」が35.7%を占めるほか、「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」が30.6%となっており、成年後見制度への理解拡大を進めていく必要があります。

■成年後見制度について■

	名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答	n
全体 (%)	22.0	30.6	35.7	11.8	314

日常生活自立支援事業について、「名前も内容も知らない」人は全体の42.7%を占めるのに対し、「名前も内容も知っている」は15.9%となっており、本事業の認知度の向上は依然として大きな課題のひとつであることがうかがえます。

■日常生活自立支援事業■

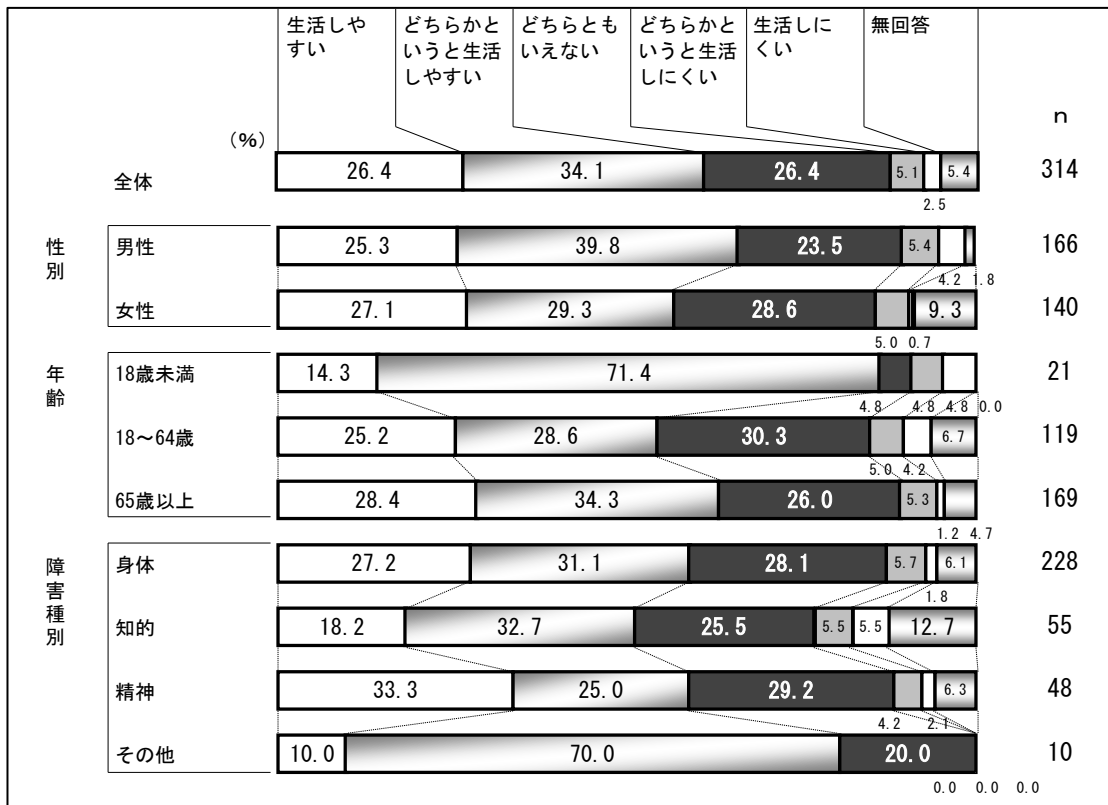
	名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答	n
全体 (%)	15.9	28.7	42.7	12.7	314

11 榛東村は生活しやすいか

榛東村は生活しやすいかたずねたところ、“生活しやすい”（「生活しやすい」または「どちらかという让生活しやすい」）と回答した人は全体の60.5%を占めています。

知的障害のある人では“生活しにくい”（「どちらかという让生活しにくい」または「生活しにくい」）が11.0%と他の障害と比べて高くなっています。

■榛東村は生活しやすいか■

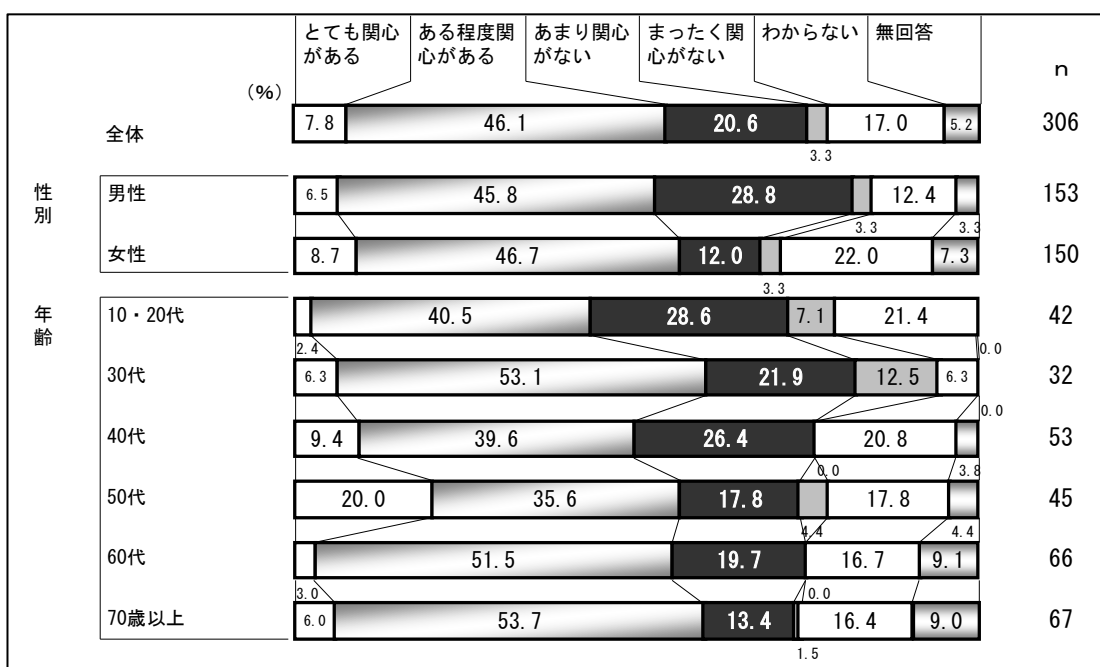


第3節 調査の結果概要（一般住民対象）

1 障害者福祉への関心

障害者福祉に関する関心度について、「関心がある」（「とても関心がある」または「ある程度関心がある」）と回答した人は全体の53.9%となっています。

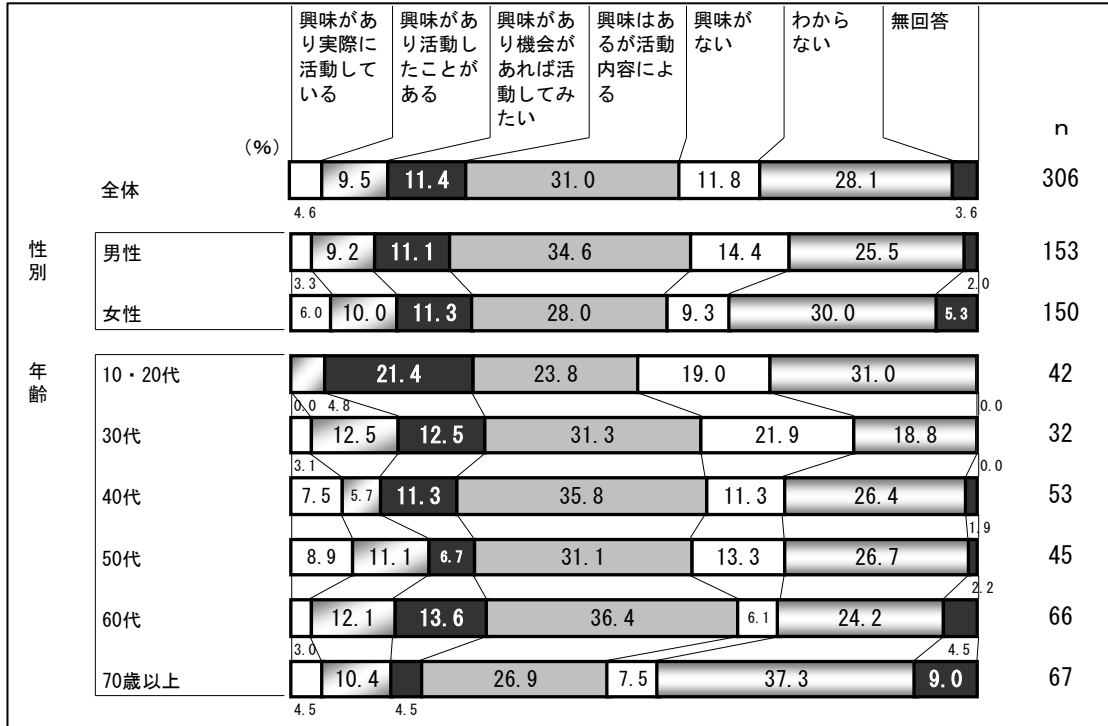
■障害者福祉に関する関心度■



障害のある人に関わる支援活動について興味があるかたずねたところ、「興味はあるが活動内容による」が31.0%を占めるほか、「興味があり機会があれば活動してみたい」が11.4%を占めているなど、回答者の多くが“興味がある”と回答しています。

今後は関心のある人が実際に活動につなげていけるような後方支援が必要です。

■障害者支援活動への興味■



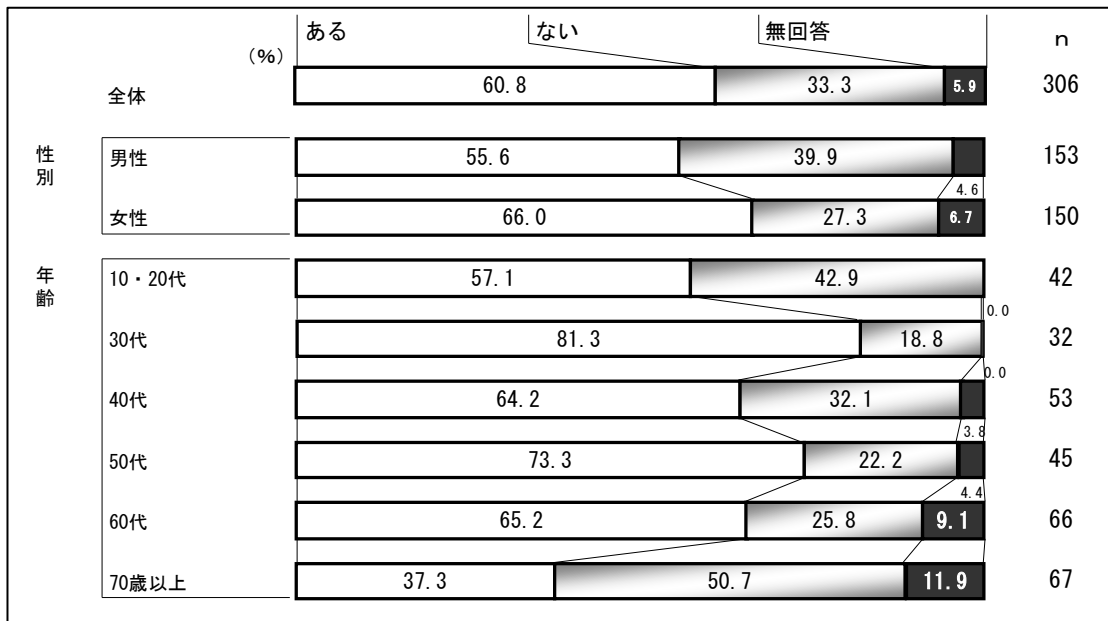
2 差別や偏見について

障害を理由とする差別や偏見があると思うかたずねたところ、「ある」が60.8%を占めています。

男性よりも女性の「ある」とする回答が多くなっています。

また、年齢で見ると、30代では「ある」が81.3%と高い割合を占めています。

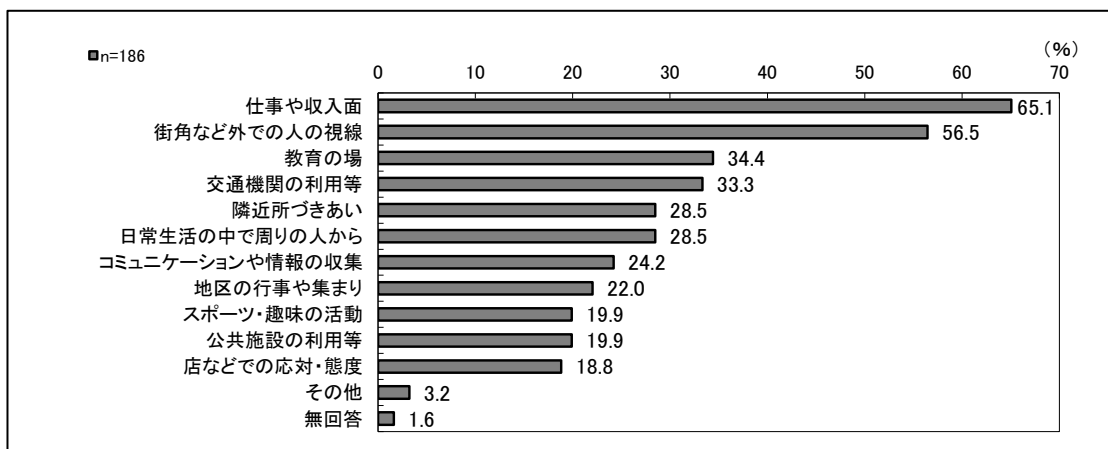
■障害を理由とする差別や偏見があると思うか■



差別や偏見を感じる際には、「仕事や収入面」(65.1%)と「街角など外での人の視線」(56.5%)が上位となっています。

30代以下では「街角など外での人の視線」が第1位となっています。

■差別や偏見を感じる時 (全体/複数回答) ■



※「障害を理由とする差別や偏見があると思う」人のみ回答。

■差別や偏見を感じる時（全体、属性別／複数回答）■

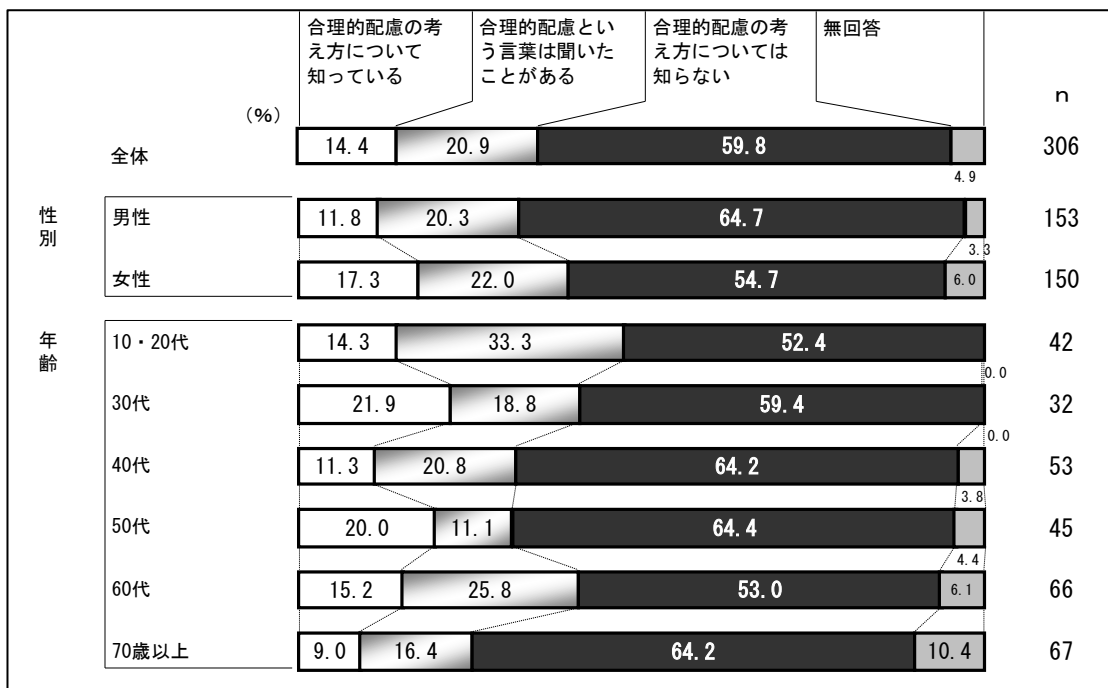
単位：％

		第1位	第2位	第3位
全体		仕事や収入面 65.1	街角など外での人の視線 56.5	教育の場 34.4
性別	男性	仕事や収入面 68.2	街角など外での人の視線 52.9	交通機関の利用等 40.0
	女性	仕事や収入面 62.6	街角など外での人の視線 59.6	教育の場 32.3
年齢	10・20代	街角など外での人の視線 50.0	仕事や収入面 41.7	教育の場／日常生活の中で 周りの人から／交通機関の 利用等／公共施設の利用等 29.2
	30代	街角など外での人の視線 69.2	仕事や収入面 57.7	教育の場 46.2
	40代	仕事や収入面 70.6	街角など外での人の視線 67.6	店などでの対応・態度 35.3
	50代	仕事や収入面 72.7	街角など外での人の視線 54.5	教育の場／スポーツ・趣味の活 動／日常生活の中で周りの人か ら／交通機関の利用等 30.3
	60代	仕事や収入面 69.8	街角など外での人の視線 53.5	教育の場 41.9
	70歳以上	仕事や収入面 68.0	隣近所づきあい 44.0	街角など外での人の視線 40.0

※「障害を理由とする差別や偏見があると思う」人のみ回答。

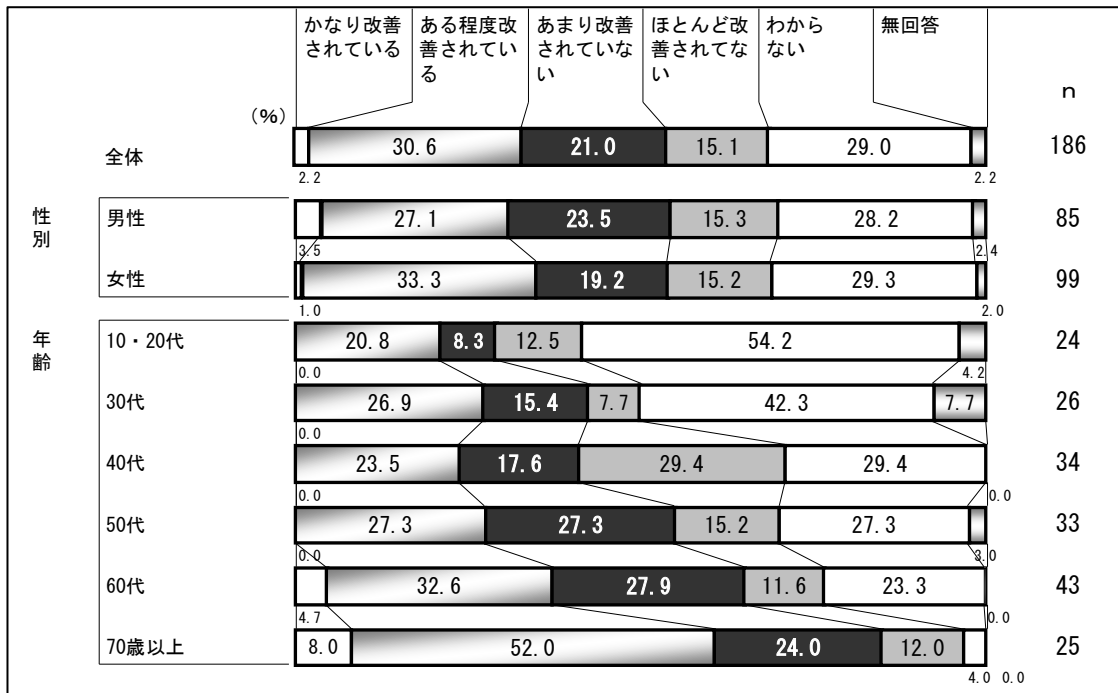
「合理的配慮の考え方について知っている」は全体の14.4%にとどまっており、6割近くの回答者が「合理的配慮の考え方については知らない」と回答しています。障害者差別解消法の施行から5年以上が経過していますが、依然として周知拡大の途上にあることがうかがえます。

■合理的配慮の考え方について■



障害を理由とする差別や偏見は3年前と比べて改善されていると思うかどうかたずねたところ、「改善されている」（「かなり改善されている」または「ある程度改善されている」）と回答した人は全体の32.8%を占めるのに対し、「改善されていない」（「あまり改善されていない」または「ほとんど改善されていない」）と回答した人は全体の36.1%となっており、「改善されていない」と感じる人の方が依然として多いことがうかがえる結果となっています。

■障害を理由とする差別や偏見が3年前と比べて改善されていると思うか■

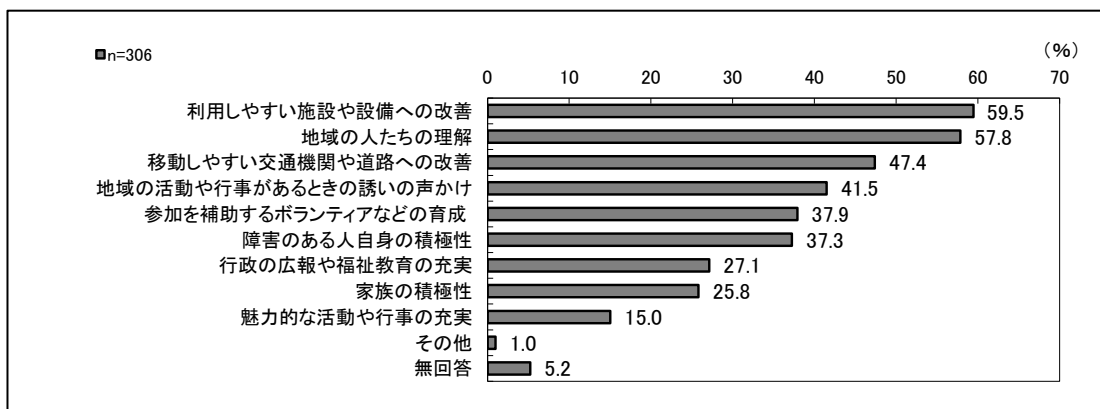


※「障害を理由とする差別や偏見があると思う」人のみ回答。

3 社会参加について

障害のある人の社会参加で大切なことについてたずねたところ、「利用しやすい施設や設備への改善」(59.5%)が最も多く、次いで「地域の人たちの理解」(57.8%)、「移動しやすい交通機関や道路への改善」(47.4%)などとなっており、施設や設備、交通機関や道路など、ハード面でのバリアフリー化を重視する回答者が多くなっています。

■障害のある人の社会参加で大切なこと（全体／複数回答）■



■障害のある人の社会参加で大切なこと（全体、属性別／複数回答）■

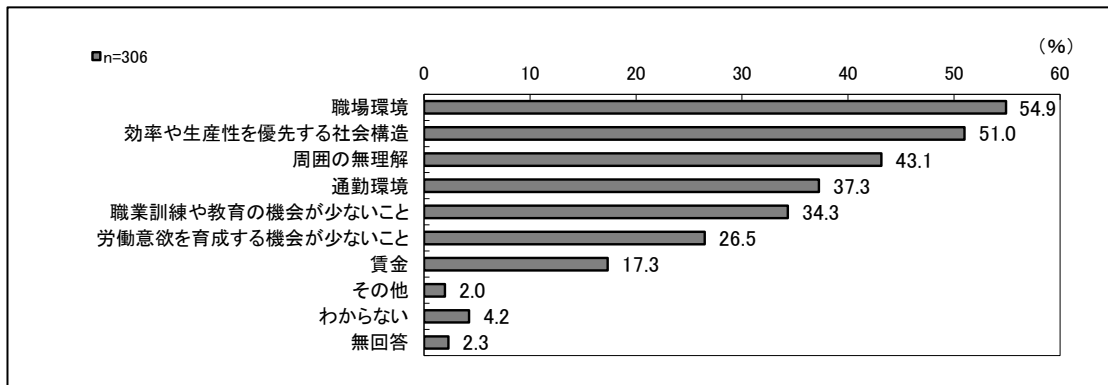
単位：%

		第1位	第2位	第3位
全体		利用しやすい施設や設備への改善 59.5	地域の人たちの理解 57.8	移動しやすい交通機関や道路への改善 47.4
性別	男性	利用しやすい施設や設備への改善 60.1	地域の人たちの理解 53.6	移動しやすい交通機関や道路への改善 48.4
	女性	地域の人たちの理解 62.7	利用しやすい施設や設備への改善 59.3	移動しやすい交通機関や道路への改善 47.3
年齢	10・20代	利用しやすい施設や設備への改善 73.8	移動しやすい交通機関や道路への改善／地域の人たちの理解 66.7	
	30代	利用しやすい施設や設備への改善／地域の人たちの理解 68.8	移動しやすい交通機関や道路への改善 50.0	
	40代	利用しやすい施設や設備への改善／地域の人たちの理解 60.4	移動しやすい交通機関や道路への改善 43.4	
	50代	利用しやすい施設や設備への改善 60.0	地域の人たちの理解 55.6	移動しやすい交通機関や道路への改善 48.5
	60代	地域の人たちの理解 53.0	地域の活動や行事があるときの誘いの声かけ 51.5	利用しやすい施設や設備への改善 47.8
	70歳以上	利用しやすい施設や設備への改善 49.3	地域の活動や行事があるときの誘いの声かけ／地域の人たちの理解 47.8	

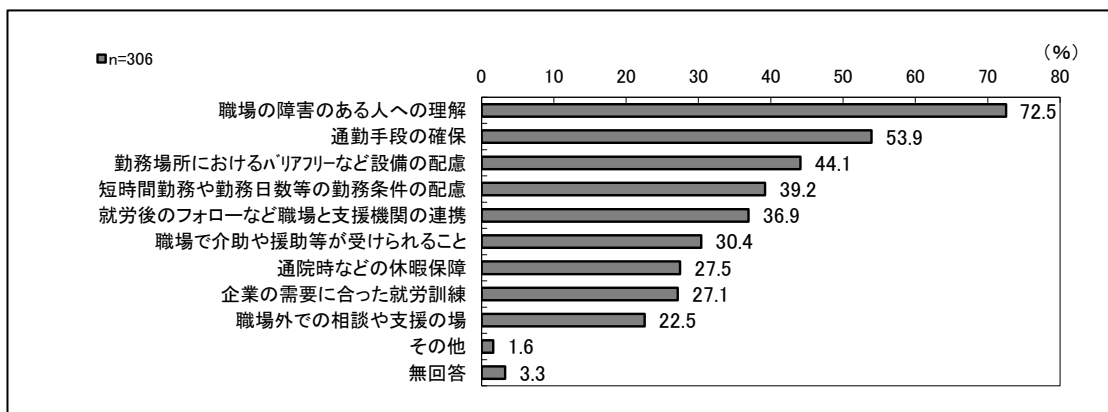
障害のある人が仕事につきにくい原因については、「職場環境」(54.9%)、「効率や生産性を優先する社会構造」(51.0%)、「周囲の無理解」(43.1%)などが上位となっています。

また、障害のある人に必要な就労支援については、「職場の障害のある人への理解」(72.5%)が最も多く、次いで「通勤手段の確保」(53.9%)、「勤務場所におけるバリアフリーなど設備の配慮」(44.1%)などとなっています。

■障害のある人が仕事につきにくい原因（全体／複数回答）■



■障害のある人に必要な就労支援（全体／複数回答）■

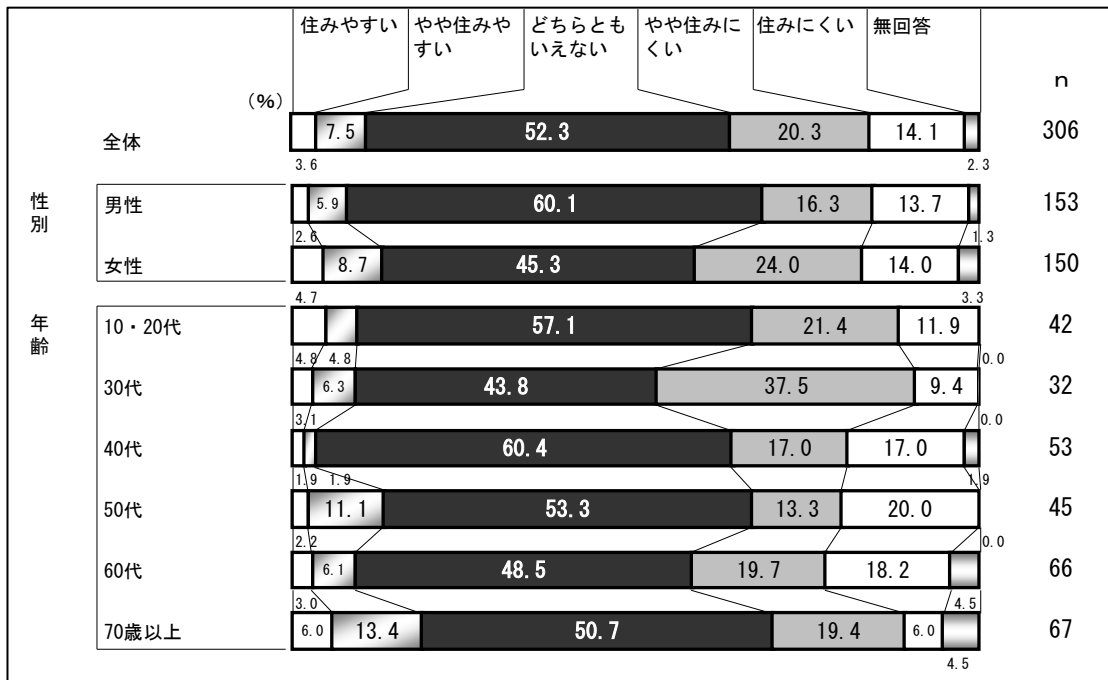


4 障害者施策全般について

居住地域が障害のある人にとって住みやすい地域であるかたずねたところ、“住みやすい”（「住みやすい」または「やや住みやすい」）と回答した人は全体の 11.1%となっており、“住みにくい”（「やや住みにくい」または「住みにくい」）と回答した人の割合（34.4%）を下回る結果となっています。

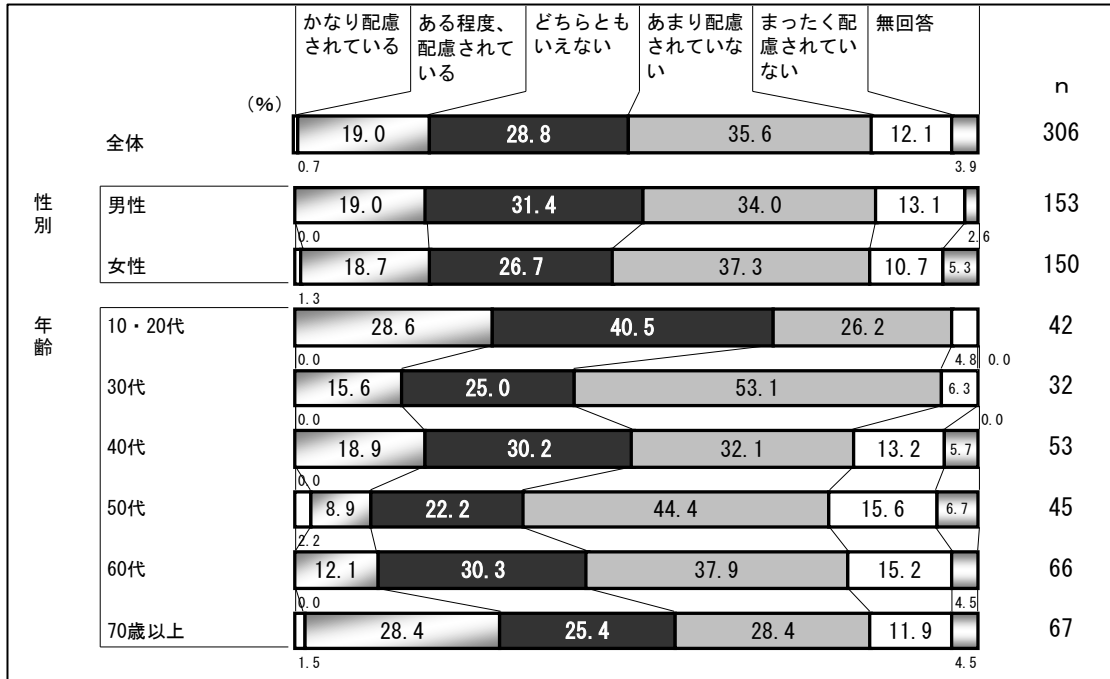
特に 30 代では“住みにくい”が 46.9%と他の年齢層よりも高い割合を占めています。

■障害のある人にとって住みやすい地域か■



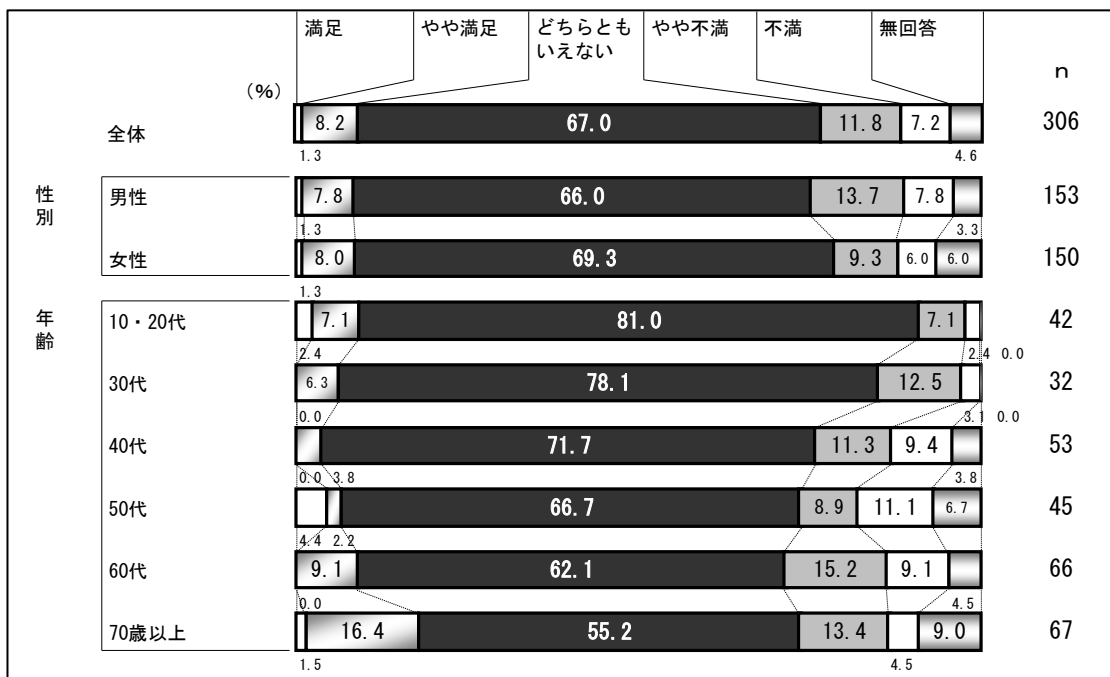
村内の道路や施設が障害のある人に配慮されていると思うかたずねたところ、“配慮されていない”（「あまり配慮されていない」または「まったく配慮されていない」と回答した人は全体の47.7%となっており、“配慮されている”（「かなり配慮されている」または「ある程度配慮されている」と回答した人（19.7%）を大きく上回っています。

■村内の道路や施設が障害のある人にも配慮されていると思うか■



村の障害者施策に関する満足度についてたずねたところ、“満足”（「満足」または「やや満足」と回答した人は全体の9.5%にとどまっています。

■村の障害者福祉施策に対する満足度■



第3章 榛東村における取り組みと現状

本村では、平成30年3月に策定した「第2期榛東村障害者計画」に定めた基本理念の実現に向け、6つの基本方針に沿って様々な取り組みを進めてきました。計画に掲載した取り組みは、概ね順調に実施できていますが、以下のような課題が残されています。

基本方針1 福祉意識の啓発

- 障害のある人への接し方や支援などについて解説したパンフレットの配布は、令和元年度より毎戸配布とし、より多くの村民に対し、障害や障害のある人への理解促進を図りました。
- 新型コロナウイルスの感染拡大によって、渋川広域圏福祉パレードが中止されたほか、手話奉仕員養成研修の開催が難しくなるなど、多くの事業において大きな影響が生じました。
- 村内の障害者団体については、会員個々の負担が大きく、若年層の加入がなかったことなどにより、解散に至りました。

基本方針2 生活支援体制の充実

- 障害福祉サービスの利用については、その多くが横ばいで推移している状態です。
- サービスステーション事業については、日中一時支援事業等をはじめとする同様の機能を提供するサービスの整備が進んだことにより、令和4年度から廃止される見込みとなっています。日中一時支援事業への移行を進めていく必要があります。

基本方針3 自立に向けた支援の充実

- 特別な支援を要する児童・生徒は年々増加傾向にあります。
- 親子教室「つくしんぼクラブ」や育児教室などは新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、開催回数が減少しています。今後も感染症拡大防止対策に配慮しながらの実施が不可欠となっています。
- 渋川地域自立支援協議会（就労支援部会）などと連携して各種就労支援を行っています。

基本方針4 安全・安心な生活環境の確保

- 計画に掲げた事業・取り組みは概ね問題なく推進できています。成年後見制度利用支援事業など一部は利用されていないものもありますが、障害のある人が安心して暮らせるための制度のひとつであるため、制度を必要とする人が利用できるよう、円滑な実施に努めていく必要があります。
- 各種健診事業については、新型コロナウイルスの感染拡大により受診控えなども生じることが見込まれています。

基本方針 5 総合的な支援体制の充実

- 計画に掲げた事業・取り組みは概ね問題なく推進できています。
- 排泄管理支援用具支給数は増加傾向にあります。
- 紙おむつ給付事業は令和2年度からの委託事業者変更に伴い、毎月配布から隔月配布となっています。

基本方針 6 生きがいづくりへの支援

- 地域活動支援センター事業を中心として、生きがいづくり施策の推進を図りました。地域活動支援センター事業の利用者は減少傾向にあります。
- 芸術文化活動発表会等参加奨励金の対象となる事業がなかったこと、各種教室、生涯学習講座への参加促進が進まなかったこともあり、生涯学習・生涯スポーツ等を含めた生きがいづくりにおいては課題を残す結果となっています。

第4章 榛東村の障害者福祉における課題

障害のある人を取り巻く本村の状況から、今後の課題を次のとおり整理します。

課題1 地域生活を支える支援の充実

障害のある人を対象に実施したアンケート結果では、榛東村が“生活しやすい”と回答した人は全体の60.5%を占めており、障害者福祉施策を含めた村の取り組みについては一定程度評価されていると考えられます。

また、今後希望する暮らし方について、「家族と暮らしたい」が58.6%を占めるほか、「ひとり暮らしをしたい」も8.9%を占めており、また、今後暮らしたい地域として「榛東村内」と回答した人は85.0%となっています。住み慣れた地域での暮らしを継続したい人が多いことがわかります。住み慣れた地域での生活に移行・継続していくためには、制度で定められた障害福祉サービスの充実のみでは不十分であり、障害のある人が日々の生活で抱える困りごとを解消するための生活支援に関するサービスの充実や障害のある人を支える家族等の介護者への支援も必要です。

今後も、榛東村が障害のある人にとって暮らし続けたい地域であり続けられるよう、障害のある人が日常生活や地域の生活での困りごと、悩み事を気軽に相談できる環境づくりに努めていく必要があります。また、一人ひとりの生活状況や心身の状況等に合わせたサービスの提供が求められています。

課題2 障害のある人の社会参画の推進

「障害者総合支援法」や「障害者雇用促進法」の改正、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行などをはじめとして、障害のある人の就労や文化芸術活動、スポーツ活動等への積極的な参加の促進を図ることが強く求められるようになってきています。

障害のある人を対象に実施したアンケート結果でも、今後収入を得る仕事を「すでにしている」人は全体の11.8%を占めるほか、「したいと思う」人も7.6%を占めています。一方で、「したいが、できないと思う」と回答した人も10.8%を占めており、10人に1人の回答者が、就労意向があっても、何らかの理由によって就労ができないと考えていることがわかります。障害者が働くために大切な環境整備として、「職場の障害のある人への理解」を挙げる人が最も多くなっているなど、障害者就労の拡大には高いハードルが依然として存在していることがうかがえます。

また、芸術文化活動発表会等参加奨励金など、障害のある人の地域活動を支援するための制度があっても実際の利用には至っていないものもあります。

課題3 災害等に対する備えの充実

近年においては、全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。

アンケート結果をみると、災害時に一人で避難「できない」人が全体の36.6%を占めるのに対し、村の避難行動要支援者名簿に登録「している」人はわずか2.5%にとどまっていることから、災害時における避難において支援を必要とすることを理解していても、登録していない人が多いことがうかがえる結果となっています。

また、災害時に困ることとして、身体障害のある人では「避難場所の設備に不安」が最も多い回答であったのに対し、知的障害のある人では「周囲とコミュニケーションがとれない」、精神障害のある人では「投薬や治療が受けられない」が最も多くなっているなど、その障害種別によって抱える不安は異なることがうかがえます。

村では、「住民支え合いマップづくり」を通じて地元住民やボランティアとともに避難の際に支援が必要な人の把握を行っていますが、今後も支援を必要とする人を早期に把握し、積極的に避難行動要支援者名簿への登録を促していくとともに、要支援者に対する支援体制の構築及び避難所設備の充実を引き続き図っていく必要があります。

課題4 障害のある人の権利擁護

療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、わずかではあるものの増加傾向が続いています。また、障害のある人とその保護者の高齢化も進んでおり、知的障害や精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利や財産を守るための取り組みがますます重要になっています。一方で、アンケート結果をみると、成年後見制度について「名前も内容も知らない」人は全体の35.7%を占めているなど、依然として制度の周知は途上にあることがうかがえる結果となっています。また、平成27年以降、障害のある人の成年後見制度村長申立はなく、利用には至っていません。

国は平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、高齢者や障害のある人などの権利擁護のための成年後見制度の利用促進を図ることとしています。障害のある人が安心して住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、支援を必要とする人が成年後見制度をはじめとした権利擁護を利用できる環境を引き続き進めていく必要があります。

課題5 障害への正しい理解の促進

一般住民を対象としたアンケートでは、障害を理由とする差別や偏見が3年前と比べて“改善されている”と回答した人は全体の32.8%となっており、“改善されていない”（36.1%）を下回る結果となっています。

差別的禁止と合理的配慮の不提供の禁止などが規定された「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行されていますが、アンケート結果では「合理的配慮の考え方については知らない」と回答した人は全体の59.8%を占めており、依然として障害のある人に対する理解の拡大は途上にあることがうかがえることから、引き続き障害や障害のある人に対する理解を村民が深められるような取り組みが求められています。

第3部 第3期榛東村障害者計画

第1章 基本理念

本村のこれまでの取り組みを踏まえ、障害の有無に関わらず、すべての村民が住み慣れた地域でともにいきいきと暮らしていくことのできる「地域共生社会」の構築に向けて、本計画の基本理念を以下のように定めます。

この基本理念は、「第2期榛東村障害者計画」に掲げた基本理念を継承するものであると同時に、第2期榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画に掲げる基本理念「一人ひとりが思いやり安心して暮らす村づくり」に向けて、障害者福祉分野からアプローチを図るものでもあります。

■基本理念■

心かよいあう思いやりのむらづくり

第2章 基本方針と施策体系

本計画の基本理念の実現に向けて、本村では以下のように基本方針を定め、各施策・事業を推進します。

基本方針1 福祉意識の啓発

広報や交流、ふれあいの機会を通じた住民に対する啓発活動などにより、障害や障害のある人に対する正しい理解の促進を図ります。

また、障害のある人を支える福祉活動を実施するボランティアや NPO 等の活動を支援します。

基本方針2 生活支援体制の充実

利用者本位の考え方に立って、利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や各種サービスの充実を図り、障害のある人の豊かな地域生活の実現に資する体制の確立に努めます。

さらに、各種サービスについて、住民各層への普及と定着を図り、障害のある人に対するサービス基盤の充実をはじめ、円滑な制度運営を図ります。

基本方針 3 自立に向けた支援の充実

障害のある子どもが自立して社会参加するために、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援に取り組みます。また、発達に不安のある子どもの早期発見・早期対応に努め、その健やかな成長を支援していくとともに、保護者の不安の軽減を図ります。

また、社会的自立に不可欠な職業的な自立に向け、個々の適性や能力に応じた就労を継続できるよう、障害の特性に応じた就労支援を進めます。

基本方針 4 安全・安心な生活環境の確保

誰もが快適かつ安全・安心に生活し社会参加できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備の推進に努めるとともに、地域における防災、防犯対策の充実に努めます。また、障害のある人の権利や財産を守るための制度の利用を促進します。

さらに、各種健（検）診や保健指導を通じて、心身ともに健やかに暮らせるよう、保健・医療サービスを提供します。

基本方針 5 総合的な支援体制の充実

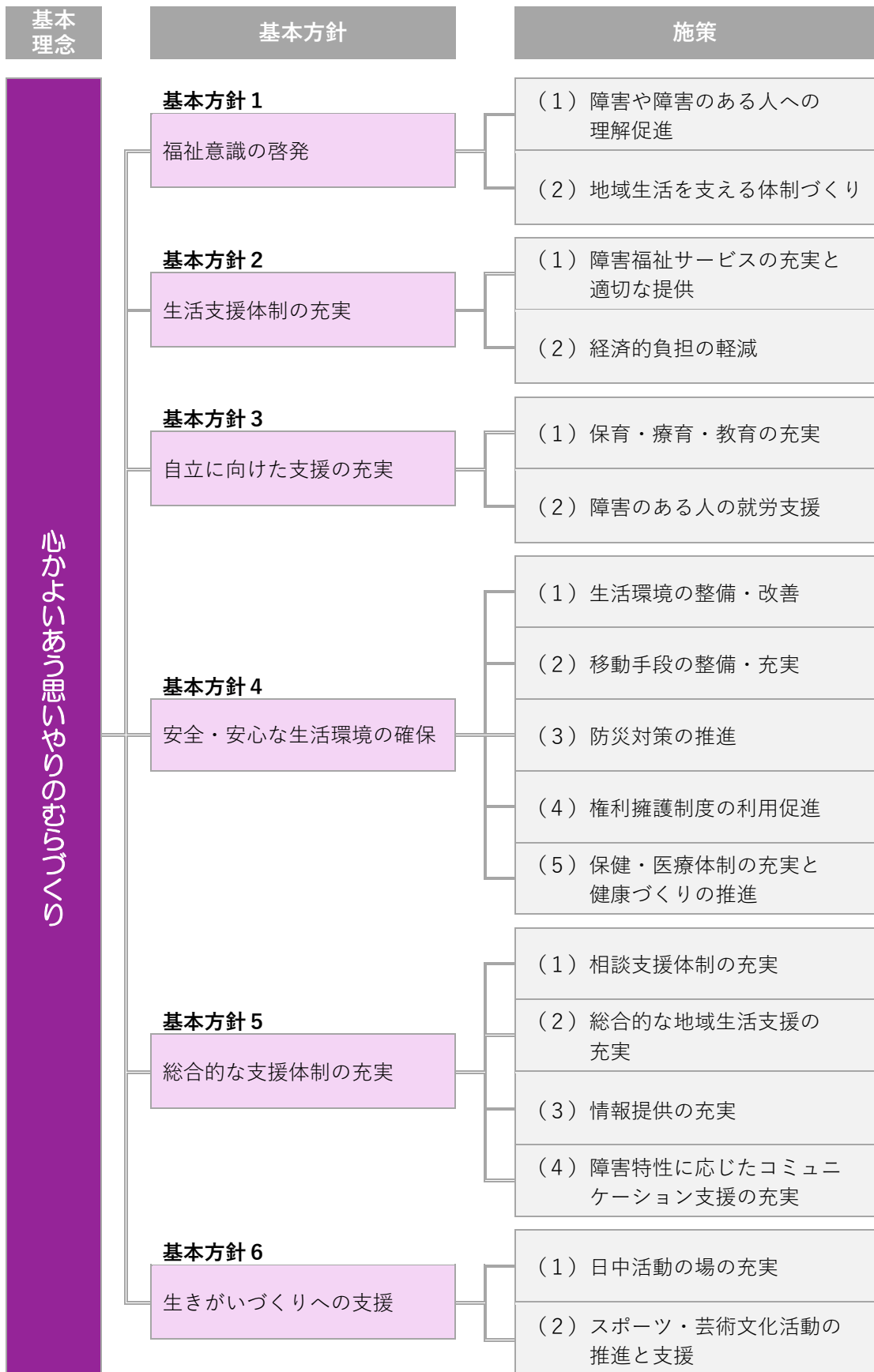
障害のある人やその家族にとって、地域での身近な相談窓口が重要な役割を果たすことから、障害の種別や年齢を問わず、本人や家族に対する相談窓口機能、保健・医療・福祉に関するサービスのコーディネートや専門機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実を図ります。

また、多様化するニーズに対応すべく、サービスなどに関する情報提供体制の充実を図ります。

基本方針 6 生きがいづくりへの支援

障害の有無に関わらず、住民が交流できる機会やふれあうことができる機会、人生を豊かにする生涯学習の機会などの充実を図ります。

■ 施策体系 ■



第3章 施策の展開

基本方針1 福祉意識の啓発

1 障害や障害のある人への理解促進

障害のある人もない人も、地域の中でともに学び、働き、暮らすためには、環境の整備だけではなく、心の壁をなくし、「ノーマライゼーション」の理念を広く浸透させることが重要です。障害や障害のある人への理解を進めるとともに、必要に応じて援助できるような地域づくりを進めます。

■主要事業■

- 理解促進研修・啓発事業【健康保険課】
- 渋川広域圏福祉パレードへの参画【健康保険課】
- 榛東村における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領【総務課】

2 地域生活を支える体制づくり

障害のある人が地域で暮らしていくためには、公的なサービスだけではなく、地域の支援が必要です。障害のある人をはじめとした、地域で困りごとを抱える人に対し、主体的に支援を行うボランティア活動を支援します。また、地域を支えるボランティアの養成を図ります。

■主要事業■

- 手話奉仕員養成研修事業【健康保険課】
- 住民参加組織の育成・支援【健康保険課】

基本方針 2 生活支援体制の充実

1 障害福祉サービスの充実と適切なサービス提供

障害のある人の自立を推進するため、障害福祉計画に基づいて障害の程度や家庭の状況など、個々の状況に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めます。渋川地域自立支援協議会と連携しながら障害福祉サービスを提供する体制の確保に努めるとともに、提供されているサービスが適正かどうか、サービスを提供する事業者への指導・監査を実施します。

■主要事業■

- 障害者自立支援給付事業【健康保険課】
- 障害児通所支援事業【健康保険課】
- 訪問入浴サービス事業【健康保険課】
- 日中一時支援事業【健康保険課】
- 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【健康保険課】
- 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者への指導及び監査の実施【健康保険課】
- 渋川地域自立支援審査会【健康保険課】

2 経済的負担の軽減

障害のある人が安定した生活を送るために必要な医療や福祉サービスの利用にかかる経済的な負担を軽減するため、各種補助事業等を行います。

■主要事業■

- 福祉医療制度に基づく医療費自己負担額の軽減【健康保険課】
- 腎臓機能障害者通院費補助事業【健康保険課】
- 重度障害者（児）住宅改造費補助事業【健康保険課】
- 介護用車両購入費補助事業【健康保険課】
- 身体障害者自動車改造費補助事業【健康保険課】
- 難聴児補聴器購入支援事業【健康保険課】
- 人工肛門（膀胱）造設者見舞金事業【健康保険課】
- 特定疾患患者見舞金事業【健康保険課】
- 特別障害者手当等給付事業【健康保険課】
- 心身障害者扶養共済事業【健康保険課】
- 福祉タクシー利用助成事業【住民生活課】
- 特別支援学校就学援助費の支給【教育委員会事務局】
- 要保護就学援助費の支給【教育委員会事務局】

基本方針3 自立に向けた支援の充実

1 保育・療育・教育の充実

障害のある子どもに対しては、可能な限り早い段階で適切な支援を行うことにより、障害の程度の軽減を期待することができます。障害のある子どもの保育についても、障害のある子どもとない子どもが地域の中でともに育っていくことができるよう、保育園等への受け入れを進めていきます。また、子どもの障害や発達状態の把握及び適切な対応に努め、教職員の特別支援教育に関する理解や指導力の向上を図ります。

さらに、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設」、「保育所等訪問支援の支援対象の拡大」、「医療的ケア児に対する支援」等支援の充実が図られることとなったことから、障害のある子どもの多様な支援ニーズを把握しつつ、きめ細やかな対応に努めます。

■主要事業■

- 特別支援学校等が実施する移行支援連絡会議等への参加【健康保険課】
- 渋川地域自立支援協議会（こども支援部会）【健康保険課】
- 要医療重症心身障害児等訪問看護支援事業【健康保険課】
- 親子教室「つくしんぼクラブ」【保健相談センター】
- マザー＆チャイルド及びコンサルテーション事業【保健相談センター】
- 育児教室【保健相談センター】
- 育児相談【保健相談センター】
- 要保護児童対策協議会【保健相談センター・住民生活課】
- 障害児保育事業【住民生活課】
- 子育て支援センター【住民生活課】
- 言語通級指導教室【教育委員会事務局】
- 幼稚園・小学校への看護師配置【教育委員会事務局】
- 幼稚園への養護教諭配置【教育委員会事務局】
- 特別支援教育支援員配置【教育委員会事務局】
- 特別支援・療育連携協議会（群馬県）への参加【教育委員会事務局・健康保険課】

2 障害のある人の就労支援

社会的に自立するためには、経済的に自立することが不可欠です。就労意欲のある障害のある人への支援を行い、その適性や能力に応じて希望する就労ができる地域づくりを目指します。就労機会の拡大に努めるとともに、就労している障害のある人への支援を行います。

また、福祉的就労から一般就労への移行拡大を図ります。

■主要事業■

- 地域活動支援センター事業【健康保険課】
- 他市町村地域活動支援センター利用負担事業【健康保険課】
- 障害者就労施設等からの物品等の優先調達【健康保険課】
- 渋川地域自立支援協議会（就労支援部会）【健康保険課】
- 貸与による旧農畜産物直売所（村所有施設）の就労支援施設としての利用【産業振興課】

基本方針4 安全・安心な生活環境の確保

1 生活環境の整備・改善

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、村内にある施設や設備が障害のある人に配慮され、利用しやすいことが必要です。公共施設などについてはバリアフリー化を進め、暮らしやすい生活環境の整備に取り組みます。

また、生活の基本である住まいについても、障害のある人が今後も地域で暮らし続けられるよう、必要な住宅改修に対する補助を行うとともに、近隣市町村とも連携し、グループホーム等をはじめ、利用者の特性に合った福祉サービスの提供に努めます。

■主要事業■

- コミュニティ供用施設改修事業【総務課】
- 重度障害者（児）住宅改造費補助事業【健康保険課】
- 渋川地域自立支援協議会（生活支援部会）【健康保険課】

2 移動手段の整備・充実

障害のある人にとって、移動手段の確保は大きな課題のひとつです。障害のある人を対象としたアンケート調査でも、「交通の利便性の確保」が第1位となっており、日常生活における移動手段の確保が課題となっています。

障害福祉サービスにより提供している移動支援の確保・拡大に努めつつ、公共交通機関の拡充に向けた検討を進めます。

■主要事業■

- 移動支援事業【健康保険課】
- 腎臓機能障害者通院費補助事業【健康保険課】
- 介護用車両購入費補助事業【健康保険課】
- 身体障害者自動車改造費補助事業【健康保険課】
- 福祉タクシー利用助成事業【住民生活課】

3 防災対策の推進

日本では、毎年地震や大雨、土砂災害等の何らかの大規模災害が発生しています。本村でも過去に地震や大雪による被害を受けており、これから起こりうる様々な災害に対し、一層の備えを進めていく必要があります。

「住民支え合いマップづくり」を通じて、障害のある人など自力では避難することが困難な人（避難行動要支援者）の把握に努め、避難行動要支援者名簿への登録を促していくとともに、非常時における避難行動を支援するための体制づくりを進めます。

また、福祉避難所の拡大に向けた検討を進めていきます。なお、本村では現在、榛名女子学園と災害発生時における協力に関する協定を結んでいます。

■主要事業■

- 防災行政無線放送【総務課】
- しんとう安全・安心メール配信【総務課】
- 福祉避難所の指定【総務課】
- 防災訓練【総務課】
- 避難行動要支援者名簿への登録推進【総務課・健康保険課】
- 災害時における榛東村と榛東村社会福祉協議会の相互支援に関する協定【総務課】

4 権利擁護制度の利用促進

平成 28 年から「障害者差別解消法」が施行されたことを受け、本法律の周知を図るとともに、障害のある人に対する虐待等の防止に取り組み、虐待事案が発生した場合には適切な対応に努めます。

また、近年は高齢者を標的とした特殊詐欺や、消費者トラブルの報告が増加傾向にあることから、成年後見制度や日常生活自立支援事業など、障害のある人の権利や財産を保護するための制度の利用促進を図ります。

■主要事業■

- 榛東村障害者虐待防止センター事業【健康保険課】
- 成年後見制度利用支援事業【健康保険課】
- 消費生活センター運営事業【産業振興課】
- 消費者行政活性化事業【産業振興課】

5 保健・医療体制の充実と健康づくりの推進

いきいきとした生活の基本は、心身ともに健康であることです。各種健（検）診や特定保健指導等を通じて、住民一人ひとりが自らの健康状態を知る機会を提供するとともに、必要な相談や指導を行うことで、主体的な健康づくりを支援します。

■主要事業■

- 保健衛生普及事業【健康保険課】
- 結核・肺がん検診障害福祉事業【保健相談センター】
- 各種健診・保健指導【保健相談センター】
- 乳児健診【保健相談センター】
- 1歳6か月児健診【保健相談センター】
- 2歳児健診【保健相談センター】
- 2歳6か月児健診【保健相談センター】
- 3歳児健診【保健相談センター】
- 5歳児健診【保健相談センター】
- 健康教育【保健相談センター】
- 育児教室【保健相談センター】
- 療育教室【保健相談センター】
- 訪問指導【保健相談センター】
- 健康相談【保健相談センター】
- 育児相談【保健相談センター】

基本方針 5 総合的な支援体制の充実

1 相談支援体制の充実

障害のある人が適切な障害福祉サービスを受けるために、相談支援事業者によるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成につなげていくとともに、個々の生活の状況に応じて適宜見直しを行っていく必要があります。それぞれのケースにおいて抱えている生活課題を解決し、自立した日常生活・社会生活につながるよう、相談支援事業所等における相談支援スキルの向上を図ります。

また、障害のある人が生活に関する悩みを相談できる窓口の機能強化を図るとともに、関係機関等との情報共有を図っていきます。

■主要事業■

- 基幹相談支援センター等機能強化事業【健康保険課】
- 渋川地域自立支援協議会（相談支援部会）【健康保険課】
- 専門職による個別相談の実施【保健相談センター】
- こころの健康相談【保健相談センター】
- 大学等専門機関との連携による相談支援スキルの向上【保健相談センター】

2 総合的な地域生活支援の充実

地域で生活する障害のある人を総合的に支援するため、障害福祉サービスの給付に限らず、生活課題の解決に資する事業を実施します。具体的には、榛東村あんしん・ふれあい・ごみ個別収集事業を通じて、支援が必要な人のごみ出しの負担を軽減するとともに、地域内における見守りを推進します。

また、安心して暮らせる地域社会づくりのため、村内における業務中に住民等に何らかの異変・異常があった場合、情報を提供してもらえよう、地域の郵便局と協力協定を結んでいます。

■主要事業■

- 日常生活用具給付等事業【健康保険課】
- 紙おむつ給付事業【健康保険課】
- 榛東村あんしん・ふれあい・ごみ個別収集事業【住民生活課】
- 郵便局との地域における協力に関する協定【総務課】
- 郵便局・生活協同組合コープぐんまとの地域における協力に関する協定【総務課】

3 情報提供の充実

障害福祉サービスを必要とする人が、各種行政情報や保健・医療・福祉制度やサービスに関する情報など必要な情報にアクセスできるよう、わかりやすい広報活動を進めていく必要があります。広報紙やホームページ等を通じて制度やサービスの周知を図るとともに、障害や障害のある人への理解の促進を図ります。

■主要事業■

- 広報しんとうの発行【総務課】
- 榛東村ホームページによる制度、サービスの周知【健康保険課】

4 障害特性に応じたコミュニケーション支援の充実

障害のある人が社会とのつながりを持続するためには、普段からのコミュニケーションが大切です。視覚や聴覚、音声・言語機能に障害のある人が日常生活を送り、社会生活を送る上で大切な役割を果たす各種コミュニケーション支援事業について、適正な給付及び実施を進めていきます。

■主要事業■

- 手話通訳者設置事業【健康保険課】
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業【健康保険課】
- 補装具給付・修理事業【健康保険課】

基本方針6 生きがいづくりへの支援

1 日中活動の場の充実

日中活動の場を提供し、障害のある人が自分に合った活動を主体的に利用できるよう、各種サービスの提供に努めます。

■主要事業■

- 地域活動支援センター事業【健康保険課】
- 各種教室への参加促進【教育委員会事務局】

2 スポーツ・芸術文化活動の推進と支援

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができる環境の整備は、障害の有無に関わらず重要です。

障害のある人が自分で学習内容や取り組みを主体的に選択し、より豊かな人生を送ることができるような環境の整備を進めます。

スポーツやレクリエーション活動は、健康づくりと交流を通じて社会参加を促進する重要な役割を果たしていることから、障害のある人が自分にあったスポーツやレクリエーション活動に参加し、仲間と豊かな時間を共有できる機会を提供します。

■主要事業■

- 芸術文化活動発表会等参加奨励金の交付【教育委員会事務局】
- 生涯学習講座への参加促進【教育委員会事務局】

第4部 第6期榛東村障害福祉計画
・第2期榛東村障害児福祉計画

第1章 前期計画における成果目標の達成状況

第5期榛東村障害福祉計画・第1期榛東村障害児福祉計画において、以下のように成果目標が定められています。

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点の施設入所者数は23人でしたが、現在の施設入所者数は24人と1人増加しており、目標達成に至っていません。

■目標の達成状況■

	目標	現状
平成28年度末時点における施設入所者数	23人	-
令和2年度末における施設入所者数	22人	24人
【目標①】地域生活移行者数	1人 (4.3%)	0人 (0.0%)
【目標②】施設入所者の削減	1人	-1人

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「保健、医療、福祉関係者による協議の場を渋川圏域で令和2年度末までに1か所設置する」ことを目標として設定しました。

本村では、渋川地域自立支援協議会定例会議を協議の場（1か所）として定めています。

第3節 地域生活支援拠点等の整備

「地域生活支援拠点を渋川圏域で7か所設置する」ことを目標として設定しました。

令和2年度においては渋川圏域内で8か所設置されており、目標を達成しています。

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

計画に掲げた目標は達成に至っていません。

■目標の達成状況■

	目標	現状
平成28年度の一般就労への移行者数	4人	-
平成28年度の就労移行支援事業の利用者数	2人	-
【目標①】 令和2年度の一般就労移行者数	6人	1人
【目標②】 令和2年度末における就労移行支援事業利用者数	5人	4人
【目標③】 就労移行支援率が30%以上の就労移行支援事業所の割合	なし	なし
【目標④】 支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合	8割	0割

第5節 障害児支援の提供体制の整備等

計画に掲げた目標はいずれも達成しました。

■目標の達成状況■

	目標	現状
【目標①】 児童発達支援センターの設置	1か所	1か所 (渋川圏域での整備)
【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施	1か所	1か所 (渋川圏域での整備)
【目標③】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所 (渋川圏域での整備)
【目標④】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所 (渋川圏域での整備)
【目標⑤】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所 (渋川圏域での整備)

第2章 成果目標の設定

障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたっては、国が定める基本指針を考慮してそれぞれ成果目標を定めることとなっています。本計画においても、国の基本指針及び群馬県の策定方針に基づいて、以下に定める7項目について、成果目標を定めます。

第1節 施設入所者の地域生活への移行

1 国の基本指針に定める目標

1. 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

※整備法による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

2. 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

※継続入所者の数を除いて設定するものとする。

2 目標の設定

以下のように設定します。

■ 目標値の設定（施設入所者の地域生活への移行） ■

	数値	備考
【実績】 令和元年度末時点の施設入所者数	22人	・ 令和元年度末時点において福祉施設に入所している障害者の数
【目標①】 地域生活移行者数（令和5年度末）	1人 (4.5%)	・ 施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の数
令和5年度末における施設入所者数	21人	・ 令和5年度末時点での施設入所者見込数
【目標②】 施設入所者数の削減	1人 (4.5%)	・ 令和5年度末時点での施設入所者数の削減目標（見込み）

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1 国の基本指針に定める目標

1. 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として目標値を設定する。

2. 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

3. 精神病床における早期退院率

（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）

令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

なお、上記の目標については、群馬県の動向を踏まえつつ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて具体的な取り組みを展開する目標として保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催などの活動指標を定めることとなっています。

2 目標の設定

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、関係者の協議の場として渋川地域自立支援協議会を活用して検討を進めます。

■ 目標値の設定（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築） ■

	数値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【活動指標①】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
【活動指標②】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	1人	1人
【活動指標③】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	1人	1人
【活動指標④】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	5人	5人	6人
【活動指標⑤】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	1人	1人

第3節 地域生活支援拠点等の整備

1 国の基本指針に定める目標

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

2 目標の設定

地域生活支援拠点等とは、障害のある人の重度化や高齢化、いわゆる「親亡き後」を見据え、地域生活支援、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・要請、⑤地域の体制づくり）を備えた体制のことです。地域生活支援拠点等について、渋川地域自立支援協議会の場を用いて、課題検討をし、機能の充実を図ります。

■目標値の設定（地域生活支援拠点等の整備）■

	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 設置箇所数	8か所	8か所	8か所	・ 地域生活支援拠点等の設置箇所数を設定。 (渋川圏域での数値)
【活動指標②】 検証及び検討の実施回数 (年間の見込数)	1回	1回	1回	・ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込数を設定。 (渋川圏域での数値)

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

1 国の基本指針に定める目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業（就労継続支援A型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の10第1号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援B型事業（就労継続支援B型（同条第2号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。

- ・ 障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・ 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

2 目標の設定

就労移行支援事業等の利用による一般就労への移行、さらに就労定着支援事業を利用した就労定着までの支援の充実を図ります。

■目標値の設定（福祉施設から一般就労への移行等）■

	数値	備考
【実績①】 令和元年度の一般就労への移行者数	1人	・ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和元年度において一般就労した者の数
【実績②】 令和元年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	0人	・ 令和元年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数
【実績③】 令和元年度の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	1人	・ 令和元年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数
【実績④】 令和元年度の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	0人	・ 令和元年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数
【目標①】 令和5年度の一般就労移行者数	3人 (3.0倍)	・ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労する者の数
【目標②】 令和5年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	1人 (-倍)	・ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数

	数値	備考
【目標③】 令和5年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人 (1倍)	・ 福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数
【目標④】 令和5年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1人 (-倍)	・ 福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数
【目標⑤】 就労定着支援事業の利用者数	2人 (66.7%)	・ 令和5年度の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援を利用する者の数。
【目標⑥】 就労定着支援事業の就労定着率	0.0%	・ 「就労定着率」：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合 ・ 榛東村においては、就労定着支援事業所が存在しないため設定なしとなっています。

第5節 障害児支援の提供体制の整備等

1 国の基本指針に定める目標

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

2. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

2 目標の設定

障害児支援の提供体制の整備等については、渋川圏域（渋川市、吉岡町及び榛東村）協議を進め、体制の充実を図ります。

発達障害者等に対する支援については、本計画期間での数値を見込んでいませんが、適切な発達支援を行う体制整備の検討に努めます。

■ 目標値の設定（障害児支援の提供体制の整備等） ■

	数値
【目標①】 児童発達支援センターの設置 ※渋川圏域での整備	1カ所
【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施 ※渋川圏域での整備	1カ所
【目標③】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 ※渋川圏域での整備	1カ所

	数値
【目標④】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 ※渋川圏域での整備	1 か所
【目標⑤】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ※渋川圏域での整備	1 か所
【目標⑥】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 ※渋川圏域での実施	3 人

■目標値の設定（発達障害者等に対する支援）■

	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0 人	0 人	0 人	<ul style="list-style-type: none"> 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
【活動指標②】 ペアレントメンターの人数	0 人	0 人	0 人	<ul style="list-style-type: none"> 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
【活動指標③】 ピアサポートの活動への参加人数	0 人	0 人	0 人	<ul style="list-style-type: none"> 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

第6節 相談支援体制の充実・強化等

1 国の基本指針に定める目標

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

2 目標の設定

本村においては、基幹相談支援センター「渋川広域障害福祉なんでも相談室」を中心に、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みを図ります。

■目標値の設定（相談支援体制の充実・強化等）■

	数値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【活動指標①】 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	実施	実施	実施
【活動指標②】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み ※渋川圏域における数値。	12件	12件	12件
【活動指標③】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み ※渋川圏域における数値。	6件	6件	6件
【活動指標④】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 の見込み ※渋川圏域における数値。	3回	3回	3回

第7節 障害福祉サービス等の質の向上

1 国の基本指針に定める目標

令和5年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

2 目標の設定

障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討します。検討にあたっては、渋川地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

■目標値の設定（障害福祉サービス等の質の向上）■

	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人	・ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定。
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制あり	体制あり	体制あり	・ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定。
	1回	1回	1回	
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	体制あり	体制あり	体制あり	・ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定。
	1回	1回	1回	

第3章 障害福祉サービス等の見込量とその確保方策

第1節 訪問系サービスの見込量と確保方策

1 訪問系サービスの概要

訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■訪問系サービス一覧■

サービス	内容
居宅介護	<p>ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>障害のある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。</p>
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p> <p>このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障害がある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。</p>
同行援護	<p>移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p> <p>単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害のある人の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。</p>
行動援護	<p>行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。</p> <p>障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある人の社会参加と地域生活を支援します。</p>
重度障害者等包括支援	<p>常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。</p> <p>このサービスでは、様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、たとえ最重度の障害のある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。</p>

2 サービスの利用実績

訪問系サービスの利用実績は以下のとおりです。

■訪問系サービスの利用実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	利用者数 (人/月)	11	8	9
行動援護 重度障害者等包括支援	利用量 (時間/月)	300	245	259

3 サービスの見込量と確保方策

居宅介護は今後も利用が増加すると見込まれることから、以下のように設定します。
今後も専門的な技術を有する事業所等に委託してサービスを提供します。

■訪問系サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	利用者数 (人/月)	14	15	16
行動援護 重度障害者等包括支援	利用量 (時間/月)	357	385	413

第2節 日中活動系サービスの見込量と確保方策

1 日中活動系サービスの概要

日中活動系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■日中活動系サービス一覧■

サービス	内容
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。 このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

サービス	内容
短期入所 (福祉型・医療型)	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。</p> <p>このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。</p>

2 サービスの利用実績

生活介護、就労継続支援（A型・B型）の利用が中心となっています。就労移行支援と短期入所（福祉型）は増加傾向がうかがえます。

■日中活動系サービスの利用実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
生活介護	利用者数 (人/月)	31	35	36
	利用量 (人日/月)	633	746	764
自立訓練（機能訓練）	利用者数 (人/月)	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数 (人/月)	0	1	2
	利用量 (人日/月)	0	21	31
就労移行支援	利用者数 (人/月)	0	2	4
	利用量 (人日/月)	0	25	81
就労継続支援（A型）	利用者数 (人/月)	5	6	7
	利用量 (人日/月)	104	119	147
就労継続支援（B型）	利用者数 (人/月)	25	25	26
	利用量 (人日/月)	492	503	491
就労定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
療養介護	利用者数 (人/月)	2	2	2
	利用量 (人日/月)			
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人/月)	3	5	5
	利用量 (人日/月)	14	20	29
短期入所 (医療型)	利用者数 (人/月)	1	0	0
	利用量 (人日/月)	3	0	0

3 サービスの見込量と確保方策

生活介護、就労継続支援（A型・B型）は、今後も利用が増加することを見込みます。障害のある人が自分らしく暮らせるよう、各種サービスの確保に向けて、引き続き事業者と連携していきます。

■日中活動系サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	利用者数 (人/月)	38	40	42
	利用量 (人日/月)	828	872	916
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	2	3	2
	利用量 (人日/月)	31	47	31
就労移行支援	利用者数 (人/月)	4	4	3
	利用量 (人日/月)	84	84	63
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人/月)	8	10	12
	利用量 (人日/月)	168	210	252

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	利用者数 （人／月）	28	30	32
	利用量 （人日／月）	504	540	577
就労定着支援	利用者数 （人／月）	0	0	2
療養介護	利用者数 （人／月）	2	2	2
短期入所（福祉型）	利用者数 （人／月）	6	7	8
	利用量 （人日／月）	35	41	47
短期入所（医療型）	利用者数 （人／月）	0	0	0
	利用量 （人日／月）	0	0	0

第3節 居住系サービスの見込量と確保方策

1 居住系サービスの概要

居住系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■居住系サービス一覧■

サービス	内容
自立生活援助	集団生活ではなくひとり暮らしを希望する障害のある人のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、ひとり暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動と合わせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある人の日常生活を一体的に支援します。
宿泊型自立訓練	知的障害または精神障害のある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。 このサービスでは、障害のある方の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。

2 サービスの利用実績

共同生活援助（グループホーム）の利用は増加傾向が続いています。また、施設入所支援の利用もやや増加傾向がうかがえます。

■居住系サービスの利用実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	14	17	19
施設入所支援	利用者数 (人/月)	21	22	24
宿泊型自立訓練	利用者数 (人/月)	1	0	0

3 サービスの見込量と確保方策

共同生活援助の利用増加を見込みます。施設入所支援については、地域移行を踏まえ、減少していくことを見込みます。

今後も事業者との連携により、サービスを確保していきます。

■居住系サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	21	22	23
施設入所支援	利用者数 (人/月)	24	23	21
宿泊型自立訓練	利用者数 (人/月)	1	1	1

第4節 相談支援の見込量と確保方策

1 相談支援の概要

相談支援で提供されるサービスは以下のとおりです。

■相談支援一覧■

サービス	内容
計画相談支援	サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性が原因で生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を図ります。

2 サービスの利用実績

計画相談支援の利用は横ばいで推移しています。

■相談支援の利用実績■

サービス	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画相談支援	利用者数 (人/月)	17	24	24
地域移行支援	利用者数 (人/月)	0	0	0
地域定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0

3 サービスの見込み量と確保方策

計画相談支援は今後も現在と同程度の利用を見込みます。地域移行支援、地域定着支援についてもサービスの確保を進めていきます。

■相談支援の利用見込み■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	26	27	28
地域移行支援	利用者数 (人/月)	0	1	1
地域定着支援	利用者数 (人/月)	0	1	1

第4章 地域生活支援事業の見込量とその確保方策

第1節 地域生活支援事業の概要

「地域生活支援事業」とは、障害者総合支援法第77条に基づき、障害のある人や家族介護者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本村の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本村では、これまで実施してきた事業の実績や村民のニーズを踏まえ、障害のある人及びその家族や介護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、コミュニケーション支援（手話奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣）、日常生活用具の給付、移動支援等をはじめとした事業を実施・検討していきます。

第2節 地域生活支援事業として実施する事業

1 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、障害や障害のある人への理解を深めるため、研修・啓発を行います。

本村では障害のある人への支援方法等を解説したパンフレットの配布・回覧等により、地域住民への周知を図ります。

■事業の実績■

サービス	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

■事業の見込み■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

2 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

これまで利用実績がありませんが、必要に応じて、地域における自発的な取り組みを支援していきます。

■事業の実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
自発的活動支援事業	実施の有無	なし	なし	なし

■事業の見込み■

サービス	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	必要に応じて 実施	必要に応じて 実施	必要に応じて 実施

3 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人や家族等からの相談に応じて情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

また、基幹相談支援センターは、総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

(3) 住宅入居等支援事業

公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障害のある人を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

本村では、相談支援事業で実施する各事業について、渋川広域障害保健福祉事業者協議会に委託して実施しています。今後も同協議会へ委託して事業を実施していきます。

■事業の実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
① 障害者相談支援事業	実施箇所数 (か所)	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
② 基幹相談支援センター 一等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

■事業の見込み■

サービス	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
① 障害者相談支援事業	実施箇所数 (か所)	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
② 基幹相談支援センター 一等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

4 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対し、申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成するものです。

今後も、それぞれのケースに応じた適切な支援ができるよう検討し、必要と判断された場合には、村長による申立を行っていきます。

■事業の実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	0	0	0

■事業の見込み■

サービス	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	1	1	1

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見活動を支援します。

現在制度を実施する法人はありませんが、今後も、後見制度の実施に取り組む法人を支援していきます。

■事業の実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	なし	なし	なし

■事業の見込み■

サービス	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	必要に応じて 実施	必要に応じて 実施	必要に応じて 実施

6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思の疎通を図ることに支障がある障害のある人に、障害のある人とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

第5期における実績と第6期における見込みは以下のとおりです。手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに委託します。また、手話通訳者設置事業は、渋川広域障害保健福祉事業者協議会に委託します（毎月第4月曜日）。

■事業の実績■

サービス	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数 (人)	0	0	0
② 手話通訳者設置事業	実設置者数 (人)	1	1	1

■事業の見込み■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数 (人)	1	1	1
② 手話通訳者設置事業	実設置者数 (人)	1	1	1

7 日常生活用具給付事業

障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

(1) 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いる椅子などを給付します。

(2) 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。

(3) 在宅療養等支援用具

電気式痰吸引器や盲人用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

(4) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

(5) 排泄管理支援用具

ストマ用装具など、障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

(6) 居宅生活動作補助用具（住宅改修等）

障害のある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

第5期における実績と第6期における見込みは、次のとおりです。特に、排泄管理支援用具の利用が増加しています。今後も、必要とする人が円滑に利用できるよう、適切なサービス提供に努めます。

■事業の実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
① 介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	1	0	0
② 自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	0	1	0
③ 在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	0	4	3
④ 情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	0	0	0
⑤ 排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	260	281	320
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	利用件数 (件/年)	0	1	0

■事業の見込み■

サービス	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
① 介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	1	1	1
② 自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	1	1	1
③ 在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	1	1	1
④ 情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	1	1	1
⑤ 排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	330	340	350
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	利用件数 (件/年)	1	1	1

8 手話奉仕員養成研修事業

日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。本村は、吉岡町と共同で実施しています。なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年度は講習が実施されていません。また、奉仕員としての活動には至っていないのが現状です。

第5期における実績と第6期における見込みは以下のとおりです。今後も吉岡町と共同で入門過程、基礎課程ともに毎年の実施を見込みます。

■事業の実績■

サービス	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 修了者数 (人)	6	12	0

■事業の見込み■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 修了者数 (人)	10	10	10

9 移動支援事業

ひとりで外出するのが困難な障害のある人等の余暇活動等の社会参加のために、外出の際の移動の支援を行います。

第5期における実績と第6期における見込みは以下のとおりです。延利用時間は減少傾向にあります。移動手段の確保は本村においては大きな課題のひとつであることから、引き続きサービスの確保に努めていきます。

■事業の実績■

サービス	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	14	13	14
	延利用時間 (時間/年)	1,160	1,102	1,000

■事業の見込み■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	15	15	15
	延利用時間 (時間/年)	1,080	1,080	1,080

10 地域活動支援センター

障害のある人の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

第5期における実施状況と第6期における見込みは以下のとおりです。

■事業の実績■

サービス	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
地域活動支援センター (自市町村分)	実施箇所数 (か所)	1	1	1
	実利用者数 (人/年)	4	4	4
地域活動支援センター (他市町村分)	実施箇所数 (か所)	3	3	3
	実利用者数 (人/年)	6	6	6

■事業の見込み■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター (自市町村分)	実施箇所数 (か所)	1	1	1
	実利用者数 (人/年)	4	4	4
地域活動支援センター (他市町村分)	実施箇所数 (か所)	4	4	4
	実利用者数 (人/年)	6	6	6

第5章 障害児福祉サービスの見込量とその確保方策

1 障害児福祉サービスの概要

障害児を対象とした支援サービスは以下のとおりです。

■障害児福祉サービス一覧■

サービス	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障害のある子どもが、障害のある子ども以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービスです。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

2 サービスの利用実績

児童発達支援、障害児相談支援は増加傾向が続いています。放課後等デイサービスも利用は横ばいとなっています。また、渋川地域自立支援協議会医療的ケア児支援部会の構成員として、令和2年度現在2名を医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして配置しています。

■障害児福祉サービスの利用実績■

サービス	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
児童発達支援	利用児童数 (人/月)	11	17	20
	利用量 (時間/月)	110	195	220
放課後等デイ サービス	利用児童数 (人/月)	27	30	33
	利用量 (人日/月)	480	478	495
保育所等訪問支援	利用児童数 (人/月)	0	0	1
	利用量 (人日/月)	0	0	1
医療型児童発達支援	利用児童数 (人/月)	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数 (人/月)	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0
福祉型児童入所支援	利用児童数 (人/月)	0	2	2
医療型児童入所支援	利用児童数 (人/月)	0	0	0
障害児相談支援	利用児童数 (人/月)	5	9	12
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	コーディネーター数 (人)	1	1	2

3 サービスの見込量と確保方策

発達に不安を抱える児童は近年増加傾向にあることを踏まえ、児童発達支援、放課後等デイサービスをはじめとする各種障害児サービスの確保に努めます。

■障害児福祉サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用児童数 (人/月)	15	16	18
	利用量 (時間/月)	165	176	198
放課後等デイサービス	利用児童数 (人/月)	40	41	42
	利用量 (人日/月)	600	615	630
保育所等訪問支援	利用児童数 (人/月)	2	2	2
	利用量 (人日/月)	2	2	2
医療型児童発達支援	利用児童数 (人/月)	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数 (人/月)	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0
福祉型児童入所支援	利用児童数 (人/月)	2	2	1
医療型児童入所支援	利用児童数 (人/月)	0	0	0
障害児相談支援	利用児童数 (人/月)	15	17	18
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	コーディネーター数 (人)	3	3	3

第5部 資料編

1 榛東村障害者計画策定委員会設置要綱

○榛東村障害者計画策定委員会設置要綱

平成29年訓令甲第7号

令和2年訓令甲第24号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第11条第3項の規定に基づく榛東村障害者計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、同法同条第6項の規定に基づき、障害者その他の関係者の意見を聴くため、榛東村障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に係る基礎調査に関する事項
- (2) 計画の策定に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員13名以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 別表第1に掲げる団体が推薦する者
- (2) 別表第2に掲げる職にある者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 榛東村に住民登録をしている者

(任期)

第4条 委員の任期は、一計画の策定が完了するまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、一計画の策定において最初に招集される会議は、村長が招集する。

附 則

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

団体名
榛東村社会福祉協議会
榛東村民生委員児童委員協議会
榛東村自治会連合会
特定非営利活動法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会

別表第2 (第3条関係)

職名
総務課長
企画財政課長
住民生活課長
健康保険課長
建設課長
教育委員会事務局長

2 榛東村障害者計画策定委員会 委員名簿

○榛東村障害者計画策定委員会委員

氏名	職名等	備考
金井 佐則	社会福祉法人榛東村社会福祉協議会 会長	委員長
後藤 うた江	榛東村民生委員児童委員協議会 副会長	副委員長
田村 啓一	榛東村自治会連合会 17 区自治会長	
飯塚 秀利	特定非営利活動法人渋川広域障害保健福祉 事業者協議会 渋川広域障害福祉なんでも相談室室長	
鈴木 美雪	群馬県立県民健康科学大学看護学部 講師	
清村 昌一	総務課長	
早川 弘行	企画財政課長	
村上 誠	住民生活課長	
安田 睦	健康保険課長	
久保田 邦夫	建設課長	
井口 克三	教育委員会事務局長	

第 3 期 榛東村 障害者 計画
第 6 期 榛東村 障害福祉 計画
第 2 期 榛東村 障害児福祉 計画

令和 3 年度～令和 5 年度

発行日	令和 3 年 3 月
発行	榛東村 健康保険課 〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村新井 790 番地 1
TEL	0279-54-2211
E-mail	hoken@vill.shinto.gunma.jp (課代表アドレス)